

秋田市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 秋田市の概要</p> <p>(1) 位置・地勢、気候 略</p> <p>(2) 沿革 略</p> <p>(3) 中心市街地の成り立ち 略</p> <p>(4) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況</p> <p>① 歴史的・文化的資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ●久保田城跡に整備された千秋公園は、秋田市のシンボルとして市民や来訪者に親しまれている。公園内には堀や市指定の文化財である御物頭御番所などが残されており、城跡としての歴史を感じさせている。 ●さらに、千秋公園内およびその周辺には、市立佐竹史料館、久保田城御隅櫓、県民会館、市立中央図書館明德館とともに、高等学校などの教育機関も立地し、文化の香り高い地域となっている。 ●旧羽州街道とその周辺には、商家である旧金子家住宅（市指定有形文化財）や高砂堂店舗（国登録有形文化財）等、明治から大正の頃に建てられた建造物が点在し、歴史的たたずまいを今に残している。 ●平成24年にはにぎわい交流館AU等を含む「エリアなかいち」が整備された。また、翌年25年には世界画壇の第一人者である藤田嗣治の名作を数多く所蔵している秋田県立美術館を開設している。 ●旧秋田県立美術館は、藤田嗣治のアイデアも取り入れ、昭和42年に整備された建築物であり、文化的にも貴重な建築物である。 ●県内最大規模であり、県および市の文化振興の中心的な役割を果たしている県民会館および秋田市文化会館の両施設は老朽化の進行等課題を抱えていることから、これらの施設に替わるあきた芸術劇場の整備が予定されている。 <p>図表 略</p> <p>② 景観資源 略</p> <p>③ 社会資本・産業資源 略</p> <p>[2] 秋田市の現状に関する統計的なデータの把握・分析</p> <p>① 人口・世帯 略</p> <p>② 年齢別人口 略</p> <p>③ 就業・通学の状況 略</p>	<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 秋田市の概要</p> <p>(1) 位置・地勢、気候 略</p> <p>(2) 沿革 略</p> <p>(3) 中心市街地の成り立ち 略</p> <p>(4) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況</p> <p>① 歴史的・文化的資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ●久保田城跡に整備された千秋公園は、秋田市のシンボルとして市民や来訪者に親しまれている。公園内には堀や市指定の文化財である御物頭御番所などが残されており、城跡としての歴史を感じさせている。 ●さらに、千秋公園内およびその周辺には、市立佐竹史料館、久保田城御隅櫓、県民会館、市立中央図書館明德館とともに、高等学校などの教育機関も立地し、文化の香り高い地域となっている。 ●旧羽州街道とその周辺には、商家である旧金子家住宅（市指定有形文化財）や高砂堂店舗（国登録有形文化財）等、明治から大正の頃に建てられた建造物が点在し、歴史的たたずまいを今に残している。 ●平成24年にはにぎわい交流館AU等を含む「エリアなかいち」が整備された。また、翌年25年には世界画壇の第一人者である藤田嗣治の名作を数多く所蔵している秋田県立美術館を開設している。 ●旧秋田県立美術館は、藤田嗣治のアイデアも取り入れ、昭和42年に整備された建築物であり、文化的にも貴重な建築物である。 ●県内最大規模であり、県および市の文化振興の中心的な役割を果たしている県民会館および秋田市文化会館の両施設は老朽化の進行等課題を抱えていることから、これらの施設に替わる県・市連携文化施設の整備が予定されている。 <p>図表 略</p> <p>② 景観資源 略</p> <p>③ 社会資本・産業資源 略</p> <p>[2] 秋田市の現状に関する統計的なデータの把握・分析</p> <p>① 人口・世帯 略</p> <p>② 年齢別人口 略</p> <p>③ 就業・通学の状況 略</p>

④ 商業
略

⑤ 観光
略

⑥ 都市計画

- 中心市街地は、都市計画上そのほとんどが商業地域に位置付けられている。
- 中心市街地内にある4つの土地区画整理事業のうち、秋田駅西北地区土地区画整理事業を除き全て実施済みとなっている。なお、秋田駅西北地区は令和10年度終了予定である。
- 都市計画道路は千秋山崎線および千秋久保田町線の一部を除き整備済み又は概成済みとなっている。
- 都市計画公園は千秋公園（20.7ha）と拠点第1街区公園（0.75ha）、中通三丁目街区公園（0.4ha）等がある。また、千秋公園に接して城跡風致地区（16.0ha）を定めている。
- 市街地再開発事業は2地区が都市計画決定されている。中通一丁目地区（第Ⅱ街区を除く）および秋田駅前地区（北地区を除く）は実施済みであり、現在、秋田駅前北第一地区が事業中である。

図表 略

⑦ 公共公益施設

- 駅西側には、市立中央図書館明徳館、アトリオン（秋田総合生活文化会館・美術館）、県立明徳館高等学校、秋田中央警察署など様々な施設が整備されている。
- 駅東側には秋田拠点センターアルヴェ、NHK秋田放送局が整備されている。
- 中通一丁目地区市街地再開発事業により整備されたエリアなかいちには、平成24年に、多目的ホール、各種工房スペース、研修室などの機能を有するにぎわい交流館AUをはじめ、商業施設、駐車場、集合住宅などが整備され、平成25年には県立美術館が開館し、多くの市民や観光客に利用されている。
- 現在、県民会館および秋田市文化会館の老朽化が進んでいることから、これらの施設に替わるあきた芸術劇場の整備が現県民会館用地に予定されている。

図表 略

⑧ 交通
略

⑨ 住宅・街なか居住
略

⑩ 地価
略

④ 商業
略

⑤ 観光
略

⑥ 都市計画

- 中心市街地は、都市計画上そのほとんどが商業地域に位置付けられている。
- 中心市街地内にある4つの土地区画整理事業のうち、秋田駅西北地区土地区画整理事業を除き全て実施済みとなっている。なお、秋田駅西北地区は平成34年度終了予定である。
- 都市計画道路は千秋山崎線および千秋久保田町線の一部を除き整備済み又は概成済みとなっている。
- 都市計画公園は千秋公園（20.7ha）と拠点第1街区公園（0.75ha）、中通三丁目街区公園（0.4ha）等がある。また、千秋公園に接して城跡風致地区（16.0ha）を定めている。
- 市街地再開発事業は2地区が都市計画決定されている。中通一丁目地区（第Ⅱ街区を除く）および秋田駅前地区（北地区を除く）は実施済みであり、現在、秋田駅前北第一地区が事業中である。

図表 略

⑦ 公共公益施設

- 駅西側には、市立中央図書館明徳館、アトリオン（秋田総合生活文化会館・美術館）、県立明徳館高等学校、秋田中央警察署など様々な施設が整備されている。
- 駅東側には秋田拠点センターアルヴェ、NHK秋田放送局が整備されている。
- 中通一丁目地区市街地再開発事業により整備されたエリアなかいちには、平成24年に、多目的ホール、各種工房スペース、研修室などの機能を有するにぎわい交流館AUをはじめ、商業施設、駐車場、集合住宅などが整備され、平成25年には県立美術館が開館し、多くの市民や観光客に利用されている。
- 現在、県民会館および秋田市文化会館の老朽化が進んでいることから、これらの施設に替わる県・市連携文化施設の整備が現県民会館用地に予定されている。

図表 略

⑧ 交通
略

⑨ 住宅・街なか居住
略

⑩ 地価
略

⑪ 低未利用地

- 中心市街地内においては、約 13ha の低未利用地が存在しているが、そのうち、単独または隣接地と連担して、おおむね 1,000 ㎡となる大規模低未利用地は約 9.5ha となっている。

図 中心市街地内の低未利用地の分布図
図表 略

図 低未利用地面積の推移
図表 略



図 秋田駅東口の低未利用地
(秋田ノーザンゲートスクエア整備事業予定地)

⑫ 市民活動
略

[3] 秋田市民のニーズ等の把握・分析
略

[4] 秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証
略

[5] 中心市街地活性化の課題
略

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）
(1) 上位関連計画におけるまちづくりの方向
略

(2) 中心市街地活性化の基本コンセプト
略

⑪ 低未利用地

- 中心市街地内においては、約 13ha の低未利用地が存在しているが、そのうち、単独または隣接地と連担して、おおむね 1,000 ㎡となる大規模低未利用地は約 9.5ha となっている。

図 中心市街地内の低未利用地の分布図
図表 略

図 低未利用地面積の推移
図表 略



図 秋田駅東口の低未利用地
(（仮称）秋田駅周辺 J R 用地都市機能立地推進事業予定地)

⑫ 市民活動
略

[3] 秋田市民のニーズ等の把握・分析
略

[4] 秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証
略

[5] 中心市街地活性化の課題
略

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）
(1) 上位関連計画におけるまちづくりの方向
略

(2) 中心市街地活性化の基本コンセプト
略

(3) 中心市街地活性化の基本戦略

中心市街地には低未利用地が数多く分布しているとともに、にぎわい拠点として整備した「エリアなかいち」の整備効果が限定的にとどまっており、これらは、中心市街地活性化に向けて今後更なる有効活用を図るべき「既存地域資源」として位置付けられる。

一方、中心市街地では、今後、新たな文化拠点施設として期待されるあきた芸術劇場の整備など芸術文化を活かした「おしゃれな街」づくりや、多世代交流のまちづくりを推進する日本版CCRC施設の整備、更には秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりなど、新たなまちの魅力・価値を創出する先駆的な事業が複数計画されている。

本市の中心市街地では、これら「既存地域資源の活用促進」と「新たなまちの魅力・価値の創出」を同時並行で進め、活力とにぎわいの創出を戦略的に推進することにより、人口減少の逆風に抗して活力とにぎわいを維持・拡大し続ける中心市街地の形成を目指すものとする。

A 既存地域資源の活用促進

① 中心市街地活性化を牽引する「エリアなかいち」の更なる利用促進と活性化効果の波及誘導（＝前計画事業の効果拡大）

② 低未利用地や空きビル等の利用促進による、新たな都市機能施設、住宅等の導入（＝潜在資源の活用）

③ 「にぎわい交流館AU」、「秋田拠点センターアルヴェ」等を拠点とした多彩な市民活動の更なる活性化（＝「市民力」の活用）

B 新たなまちの魅力・価値の創出

④ あきた芸術劇場や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力とにぎわいの創出（＝新たなまちの魅力・価値の創出）

⑤ 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりの推進（＝元気な高齢者の移住促進）

⑥ 秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりの推進（＝景観・美観の形成）

(4) 中心市街地活性化の基本方針

上位関連計画におけるまちづくりの方向や中心市街地活性化の基本コンセプト、基本戦略を踏まえて、前述の3つの課題を解消するための中心市街地活性化の基本方針として、以下の3点を位置付ける。

(3) 中心市街地活性化の基本戦略

中心市街地には低未利用地が数多く分布しているとともに、にぎわい拠点として整備した「エリアなかいち」の整備効果が限定的にとどまっており、これらは、中心市街地活性化に向けて今後更なる有効活用を図るべき「既存地域資源」として位置付けられる。

一方、中心市街地では、今後、新たな文化拠点施設として期待される県・市連携文化施設の整備など芸術文化を活かした「おしゃれな街」づくりや、多世代交流のまちづくりを推進する日本版CCRC施設の整備、更には秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりなど、新たなまちの魅力・価値を創出する先駆的な事業が複数計画されている。

本市の中心市街地では、これら「既存地域資源の活用促進」と「新たなまちの魅力・価値の創出」を同時並行で進め、活力とにぎわいの創出を戦略的に推進することにより、人口減少の逆風に抗して活力とにぎわいを維持・拡大し続ける中心市街地の形成を目指すものとする。

A 既存地域資源の活用促進

① 中心市街地活性化を牽引する「エリアなかいち」の更なる利用促進と活性化効果の波及誘導（＝前計画事業の効果拡大）

② 低未利用地や空きビル等の利用促進による、新たな都市機能施設、住宅等の導入（＝潜在資源の活用）

③ 「にぎわい交流館AU」、「秋田拠点センターアルヴェ」等を拠点とした多彩な市民活動の更なる活性化（＝「市民力」の活用）

B 新たなまちの魅力・価値の創出

④ 県・市連携文化施設や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力とにぎわいの創出（＝新たなまちの魅力・価値の創出）

⑤ 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりの推進（＝元気な高齢者の移住促進）

⑥ 秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりの推進（＝景観・美観の形成）

(4) 中心市街地活性化の基本方針

上位関連計画におけるまちづくりの方向や中心市街地活性化の基本コンセプト、基本戦略を踏まえて、前述の3つの課題を解消するための中心市街地活性化の基本方針として、以下の3点を位置付ける。

■ 中心市街地活性化の基本方針

【基本方針1】多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成

市民の中心市街地の利用頻度が低下し、かつ秋田市の人口が将来減少することが予想される中、市内外から中心市街地への来街者・交流人口をより多く誘引することが、中心市街地活性化の重要な課題になっている。

このため、新たなまちの魅力や価値を創造し、中心市街地を「行きたい街」とすることが求められ、既存の芸術文化施設の連携や新たに計画されている[あきた芸術劇場](#)等を活かした「芸術文化によるまちおこし」を推進し、多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成を目指すものとする。

このような取組を通じて、中心市街地への来街者や市内外からの交流人口の拡大を目指すとともに、幅広い民間投資を誘引することにより、本市の都市発展を牽引する経済活力の旺盛な中心市街地の形成を目指すものとする。

【基本方針2】快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用

略

【基本方針3】店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進

略

《中心市街地活性化の基本方針》

略

(5) 事業推進のためのゾーニング

中心市街地活性化に向けた事業を推進していくに当たり、中心市街地を機能の異なる複数のゾーンに分類し、各ゾーンごとにターゲットを定めた事業を進めることで、新たなまちの魅力向上を図り、中心市街地全体の活性化を目指す。

図表略

芸術文化ゾーン

千秋公園に至る一帯は、県立美術館や県民会館、市立千秋美術館、にぎわい交流館などが集積している。新たに「[あきた芸術劇場](#)」、「(仮称)芸術文化交流施設」を整備することで既存芸術文化施設との連携を図り、一帯を「芸術文化ゾーン」として面的に充実させることで、総合計画に位置付けている「芸術文化によるまちおこし」を進めていく。

今後は、芸術文化施設と周辺商業施設の連携を図り、この地区を「多世代が交流するにぎわい拠点」として、活性化を図っていく。

■ 主な都市機能

広小路・仲小路商店街、エリアなかいち(県立美術館、にぎわい交流館、@4の3)、市立千秋美術館、市立中央図書館明徳館など

■ 今後の主なターゲット

多世代

■ 中心市街地活性化の基本方針

【基本方針1】多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成

市民の中心市街地の利用頻度が低下し、かつ秋田市の人口が将来減少することが予想される中、市内外から中心市街地への来街者・交流人口をより多く誘引することが、中心市街地活性化の重要な課題になっている。

このため、新たなまちの魅力や価値を創造し、中心市街地を「行きたい街」とすることが求められ、既存の芸術文化施設の連携や新たに計画されている[県・市連携文化施設](#)等を活かした「芸術文化によるまちおこし」を推進し、多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成を目指すものとする。

このような取組を通じて、中心市街地への来街者や市内外からの交流人口の拡大を目指すとともに、幅広い民間投資を誘引することにより、本市の都市発展を牽引する経済活力の旺盛な中心市街地の形成を目指すものとする。

【基本方針2】快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用

略

【基本方針3】店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進

略

《中心市街地活性化の基本方針》

略

(5) 事業推進のためのゾーニング

中心市街地活性化に向けた事業を推進していくに当たり、中心市街地を機能の異なる複数のゾーンに分類し、各ゾーンごとにターゲットを定めた事業を進めることで、新たなまちの魅力向上を図り、中心市街地全体の活性化を目指す。

図表略

芸術文化ゾーン

千秋公園に至る一帯は、県立美術館や県民会館、市立千秋美術館、にぎわい交流館などが集積している。新たに「[県・市連携文化施設](#)」、「(仮称)芸術文化交流施設」を整備することで既存芸術文化施設との連携を図り、一帯を「芸術文化ゾーン」として面的に充実させることで、総合計画に位置付けている「芸術文化によるまちおこし」を進めていく。

今後は、芸術文化施設と周辺商業施設の連携を図り、この地区を「多世代が交流するにぎわい拠点」として、活性化を図っていく。

■ 主な都市機能

広小路・仲小路商店街、エリアなかいち(県立美術館、にぎわい交流館、@4の3)、市立千秋美術館、市立中央図書館明徳館など

■ 今後の主なターゲット

多世代

■関連する主な新規事業

- ・ [あきた芸術劇場整備事業](#)
- ・ [消融雪施設整備事業](#)
- ・ なかいち芸術文化施設連携事業
- ・ (仮称) 芸術文化交流施設整備事業
- ・ 広小路インバウンド対策事業

商業・業務ゾーン (なかいち周辺)
略

商業・業務ゾーン (駅前)

商業・業務ゾーン (駅前) は、JR秋田駅前という立地条件を活かし、市内唯一の百貨店である「西武百貨店」や、若者向けファッションビルである「FORUS」、LOFTをメインテナントとした「FONTE」などが立地している。

当該地区内では、大型商業施設のリニューアルが予定されており、引き続き、現在の利用客層の維持を図るとともに、各種イベントの実施やアクセス性の改善により活性化を図っていく。

■主な都市機能

駅前広小路商店街、FORUS、FONTE、西武百貨店、銀行、保険会社など

■今後の主なターゲット

市内外からの買物客等、中心市街地の居住者・就業者・学生、10～20代の若年層

■関連する主な新規事業

- ・ [秋田版CCRC事業](#)
- ・ 秋田市民市場活性化事業 (再形成事業)
- ・ 大型商業施設のリニューアル

商業・業務ゾーン (大町・通町)
略

交通拠点・情報発信ゾーン

交通拠点・情報発信ゾーンは、JR秋田駅を中心とした交通結節点であり、中心市街地内外からの移動の拠点となるゾーンである。

当該地区内には、地元テレビ放送局である秋田放送の本社が移転する予定となっているほか、秋田駅改築により、観光案内所等がリニューアルする予定である。また、東口にはNHK秋田放送局や市民活動の拠点となっている「市民交流サロン (秋田拠点センターアルヴェ内)」が整備されており、幅広い世代に利用されている。

本地区においては、JR用地を活用した都市機能立地推進事業として、クリニックの誘致やアリーナ等スポーツ施設の整備が進められる予定であり、新たな情報発信の拠点となるだけでなく、スポーツを活かしたまちづくりの拠点となるべく整備を進めていく。

■主な都市機能

JR秋田駅、バスターミナル、NHK秋田放送局、秋田拠点センターアルヴェなど

■今後の主なターゲット

通勤通学での利用者、公共交通利用者、観光客

■関連する主な新規事業

- ・ [ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト](#)
- ・ コミュニティサイクル導入調査事業

飲食ゾーン
略

■関連する主な新規事業

- ・ [県・市連携文化施設整備事業](#)
- ・ [歩道消融雪設備整備事業](#)
- ・ なかいち芸術文化施設連携事業
- ・ (仮称) 芸術文化交流施設整備事業
- ・ 広小路インバウンド対策事業

商業・業務ゾーン (なかいち周辺)
略

商業・業務ゾーン (駅前)

商業・業務ゾーン (駅前) は、JR秋田駅前という立地条件を活かし、市内唯一の百貨店である「西武百貨店」や、若者向けファッションビルである「FORUS」、LOFTをメインテナントとした「FONTE」などが立地している。

当該地区内では、大型商業施設のリニューアルが予定されており、引き続き、現在の利用客層の維持を図るとともに、各種イベントの実施やアクセス性の改善により活性化を図っていく。

■主な都市機能

駅前広小路商店街、FORUS、FONTE、西武百貨店、銀行、保険会社など

■今後の主なターゲット

市内外からの買物客等、中心市街地の居住者・就業者・学生、10～20代の若年層

■関連する主な新規事業

- ・ [日本版CCRC事業](#)
- ・ 秋田市民市場活性化事業 (再形成事業)
- ・ 大型商業施設のリニューアル

商業・業務ゾーン (大町・通町)
略

交通拠点・情報発信ゾーン

交通拠点・情報発信ゾーンは、JR秋田駅を中心とした交通結節点であり、中心市街地内外からの移動の拠点となるゾーンである。

当該地区内には、地元テレビ放送局である秋田放送の本社が移転する予定となっているほか、秋田駅改築により、観光案内所等がリニューアルする予定である。また、東口にはNHK秋田放送局や市民活動の拠点となっている「市民交流サロン (秋田拠点センターアルヴェ内)」が整備されており、幅広い世代に利用されている。

本地区においては、JR用地を活用した都市機能立地推進事業として、クリニックの誘致やアリーナ等スポーツ施設の整備が進められる予定であり、新たな情報発信の拠点となるだけでなく、スポーツを活かしたまちづくりの拠点となるべく整備を進めていく。

■主な都市機能

JR秋田駅、バスターミナル、NHK秋田放送局、秋田拠点センターアルヴェなど

■今後の主なターゲット

通勤通学での利用者、公共交通利用者、観光客

■関連する主な新規事業

- ・ [\(仮称\) 秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業](#)
- ・ コミュニティサイクル導入調査事業

飲食ゾーン
略

業務・居住ゾーン
略

2. 中心市街地の位置及び区域
略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標
略

[2] 計画期間の考え方

計画期間は、既に進捗している事業および本計画に位置付けた事業が完了するまでの時期を考慮し、平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月末までとする。

[3] 目標指標の設定の考え方

前計画を踏まえ、3つの方針・目標を設定するが、新たなまちの魅力・価値の創出や既存資源の更なる活用促進を重視する観点から、目標指標を以下のように見直した。

- ① 「行きたい街」の目標指標として、前計画で設定し、目標を達成した「歩行者・自転車通行量（休日）」に、年間を通した恒常的なにぎわいの創出を反映する「平日」を加え、その平均値とする。また、主要事業として実施するあきた芸術劇場整備の効果等を見込んで、新たに「芸術文化施設利用者数」を目標指標として設定する。
- ② 「住みたい街」の目標指標は、前計画では「定住人口」を位置付けていたが、活性化に向けた取組による効果を明確にするため、「中心市街地における人口の社会増加数」を位置付ける。
- ③ 「活力ある街」の目標指標は、店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進を図ることによる活力向上を目指す観点から、「商業集積促進関連制度利用件数」と「市民活動等施設利用件数」を位置付ける。

中心市街地 活性化の目標	基本方針	目標指標	最新値	新計画 基準値	新計画 目標値
行きたい街	多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）	32,484 人 (H28)	32,484 人 (H28)	35,000 人 (R3)
		芸術文化施設利用者数（1日当たり）	966 人/日 (H27)	966 人/日 (H27)	1,530 人/日 (R3)
住みたい街	快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用	中心市街地における人口の社会増加数（累計）	-3 人 (H28)	26 人 (H24～H28の累計)	240 人 (H29～R3の累計)
活力ある街	店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進	商業集積促進関連制度利用件数（累計）	10 件 (H27)	34 件 (H23～H27の累計)	50 件 (H29～R3の累計)
		市民活動等施設利用件数	20,196 件 (H27)	20,196 件 (H27)	20,800 件 (R3)

なお、中心市街地の現状、課題の分析から基本方針、目標、指標の設定に至る流れは、次ページの図のように整理される。

業務・居住ゾーン
略

2. 中心市街地の位置及び区域
略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標
略

[2] 計画期間の考え方

計画期間は、既に進捗している事業および本計画に位置付けた事業が完了するまでの時期を考慮し、平成 29 年 4 月から 34 年 3 月末までとする。

[3] 目標指標の設定の考え方

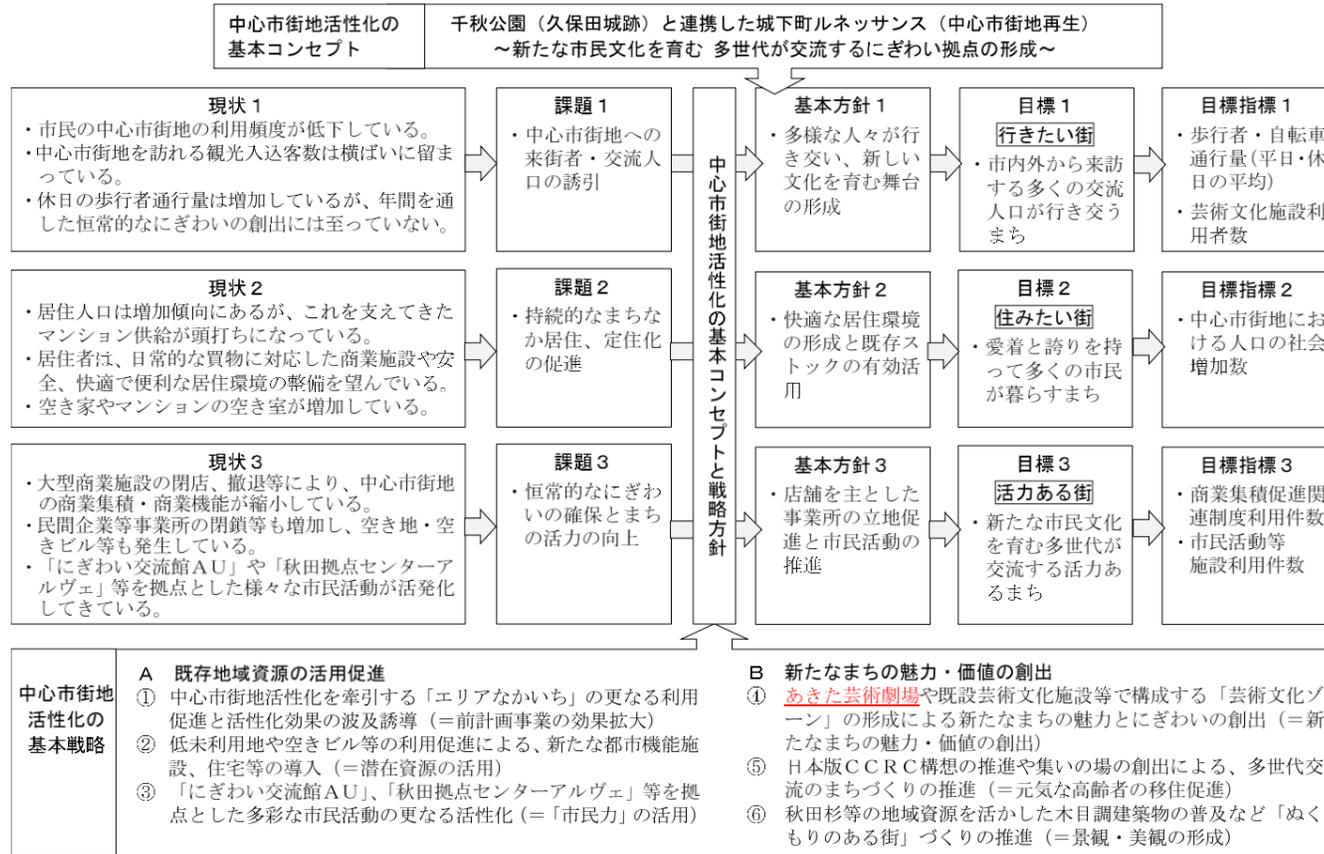
前計画を踏まえ、3つの方針・目標を設定するが、新たなまちの魅力・価値の創出や既存資源の更なる活用促進を重視する観点から、目標指標を以下のように見直した。

- ① 「行きたい街」の目標指標として、前計画で設定し、目標を達成した「歩行者・自転車通行量（休日）」に、年間を通した恒常的なにぎわいの創出を反映する「平日」を加え、その平均値とする。また、主要事業として実施する県・市連携文化施設整備の効果等を見込んで、新たに「芸術文化施設利用者数」を目標指標として設定する。
- ② 「住みたい街」の目標指標は、前計画では「定住人口」を位置付けていたが、活性化に向けた取組による効果を明確にするため、「中心市街地における人口の社会増加数」を位置付ける。
- ③ 「活力ある街」の目標指標は、店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進を図ることによる活力向上を目指す観点から、「商業集積促進関連制度利用件数」と「市民活動等施設利用件数」を位置付ける。

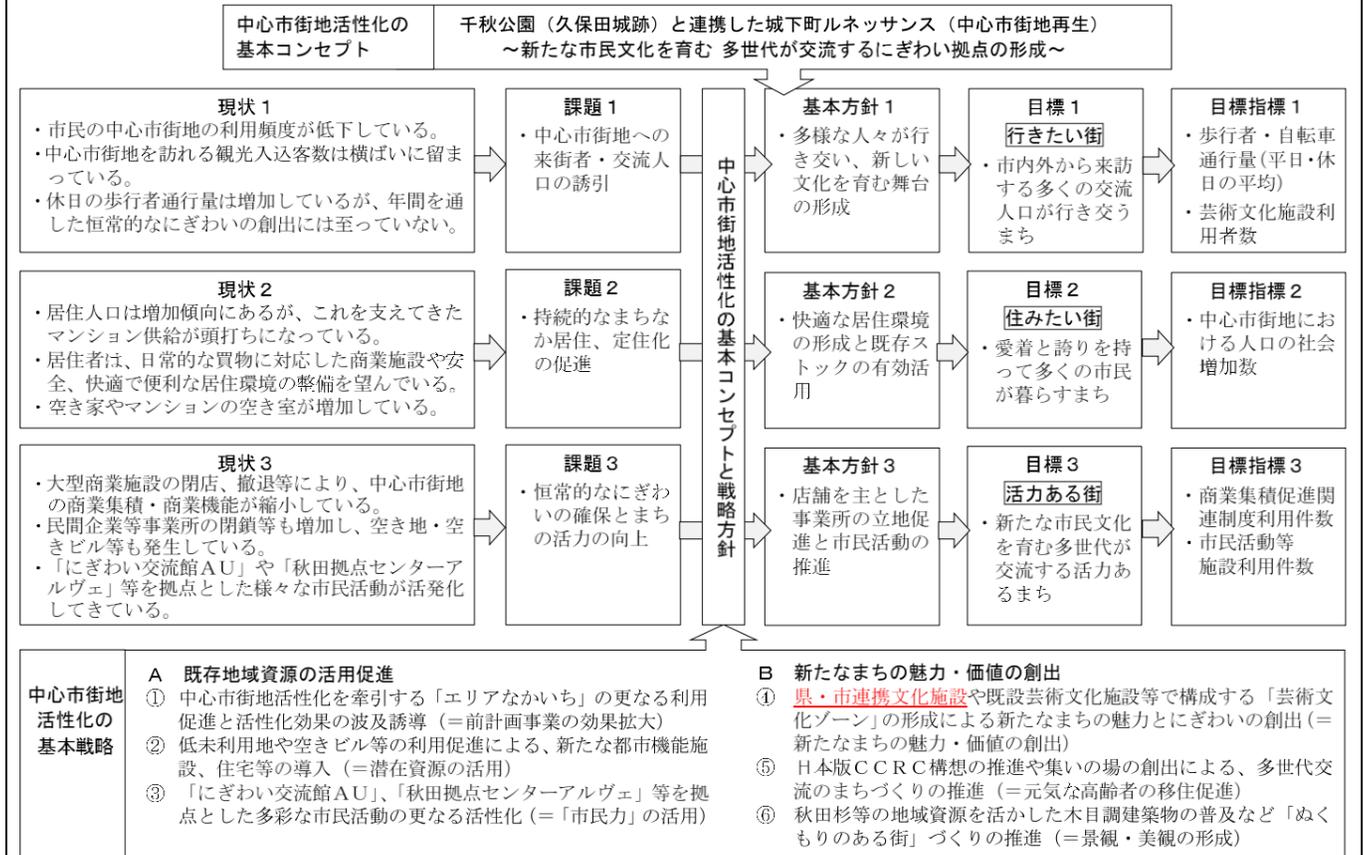
中心市街地 活性化の目標	基本方針	目標指標	最新値	新計画 基準値	新計画 目標値
行きたい街	多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）	32,484 人 (H28)	32,484 人 (H28)	35,000 人 (H33)
		芸術文化施設利用者数（1日当たり）	966 人/日 (H27)	966 人/日 (H27)	1,530 人/日 (H33)
住みたい街	快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用	中心市街地における人口の社会増加数（累計）	-3 人 (H28)	26 人 (H24～H28の累計)	240 人 (H29～H33の累計)
活力ある街	店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進	商業集積促進関連制度利用件数（累計）	10 件 (H27)	34 件 (H23～H27の累計)	50 件 (H29～H33の累計)
		市民活動等施設利用件数	20,196 件 (H27)	20,196 件 (H27)	20,800 件 (H33)

なお、中心市街地の現状、課題の分析から基本方針、目標、指標の設定に至る流れは、次ページの図のように整理される。

《中心市街地の現状、課題、方針、目標、指標（まとめ）》



《中心市街地の現状、課題、方針、目標、指標（まとめ）》



①行きたい街（歩行者・自転車通行量、芸術文化施設利用者数）

(1) 歩行者・自転車通行量

目標指標	最新値 (H28)	新計画 基準値 (H28)	新計画 目標値 (R3)
歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)	32,484人	32,484人	35,000人

■設定の方法

基準値：平成28年の歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）

目標値：令和3年の歩行者・自動車通行量（平日・休日の平均）

- ||
- ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計
- +
- イ) あきた芸術劇場整備事業による増加
- +
- ウ) (仮称) 芸術文化交流施設整備事業による増加
- +
- エ) 街なか居住人口増加に伴う増加
- +
- オ) 旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

過去の実績をもとに、平日・休日それぞれの歩行者・自転車通行量を回帰式（平成14年から28年における全11調査地点合計値）に当てはめ、令和3年の推計値を算出する。

右表より過去の実績から令和3年の通行量を推計すると、**32,191人**

年度	平日	休日	1日平均
平成14年	36,621	29,383	34,553
平成15年			
平成16年			
平成17年	38,880	34,410	37,603
平成18年			
平成19年	32,854	31,157	32,369
平成20年	31,624	32,668	31,922
平成21年	31,879	33,440	32,325
平成22年	35,047	35,034	35,043
平成23年	36,161	33,345	35,356
平成24年	32,426	35,777	33,383
平成25年	34,998	46,282	38,222
平成26年			
平成27年	29,420	35,056	31,030
平成28年	31,745	34,331	32,484
平成29年	51,598	34,353	46,671
平成30年	31,473	34,480	32,332
令和元年	31,355	34,600	32,282
令和2年	31,244	34,714	32,235
令和3年	31,139	34,822	32,191

単位：人
 ※1日平均＝（平日×5＋休日×2）÷7
 ※平成25年は特異値と判断されるため、また、平成26年は調査地点・時期が異なるため、推計には用いないものとする。

①行きたい街（歩行者・自転車通行量、芸術文化施設利用者数）

(1) 歩行者・自転車通行量

目標指標	最新値 (H28)	新計画 基準値 (H28)	新計画 目標値 (H33)
歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)	32,484人	32,484人	35,000人

■設定の方法

基準値：平成28年の歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）

目標値：平成33年の歩行者・自動車通行量（平日・休日の平均）

- ||
- ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計
- +
- イ) 県・市連携文化施設整備事業による増加
- +
- ウ) (仮称) 芸術文化交流施設整備事業による増加
- +
- エ) 街なか居住人口増加に伴う増加
- +
- オ) 旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

過去の実績をもとに、平日・休日それぞれの歩行者・自転車通行量を回帰式（平成14年から28年における全11調査地点合計値）に当てはめ、平成33年の推計値を算出する。

右表より過去の実績から平成33年の通行量を推計すると、**32,191人**

年度	平日	休日	1日平均
平成14年	36,621	29,383	34,553
平成15年			
平成16年			
平成17年	38,880	34,410	37,603
平成18年			
平成19年	32,854	31,157	32,369
平成20年	31,624	32,668	31,922
平成21年	31,879	33,440	32,325
平成22年	35,047	35,034	35,043
平成23年	36,161	33,345	35,356
平成24年	32,426	35,777	33,383
平成25年	34,998	46,282	38,222
平成26年			
平成27年	29,420	35,056	31,030
平成28年	31,745	34,331	32,484
平成29年	51,598	34,353	46,671
平成30年	31,473	34,480	32,332
平成31年	31,355	34,600	32,282
平成32年	31,244	34,714	32,235
平成33年	31,139	34,822	32,191

単位：人
 ※1日平均＝（平日×5＋休日×2）÷7
 ※平成25年は特異値と判断されるため、また、平成26年は調査地点・時期が異なるため、推計には用いないものとする。

イ) あきた芸術劇場整備事業による増加

あきた芸術劇場整備事業により、新たに、市文化会館における大ホール、第一会議室、リハーサル室、第一練習室、第二練習室、託児室に相当する施設が中心市街地内に整備される。したがって、市文化会館の利用者を参考に、増加数を算出する。また各交通手段利用者の施設までの通過地点は以下のとおり仮定する。

■推定の条件

自動車利用者は、より近い駐車場を利用する。
最寄りのエリアなかいち駐車場の収容台数は507台であり、周辺駐車場の平均稼働率が76.7%（低未利用地アンケート：平成28年4月実施より）であることから、388台が通常利用されていると推計する。残り119台分をあきた芸術劇場利用者が利用する。
平成22年道路交通センサスより、1台当たりの乗車人員は1.3人
以上から、自動車利用者のうち、154人（119×1.3人=154人）はエリアなかいち駐車場を利用するため、歩行者・自転車通行量調査地点を通過しない。
残りの周辺駐車場利用者は、徒歩自転車利用者と同様調査地点4または調査地点5を通過する。
鉄道およびバス利用者は各地から秋田駅で下車後、徒歩で調査地点1および調査地点10を通過する。
自転車および徒歩では、周辺住宅地から直接施設へ向かうと仮定し、東西より調査地点4または調査地点5を通過する。
また、平成18年に秋田県が実施した「中央街区にぎわいサポート事業」の調査結果から、中央街区利用者のうち、約20%が周辺を回遊すると判断できる。したがって、自動車・自転車・徒歩による利用者の20%が中心市街地を回遊すると仮定する。※小数点以下切捨てる。

図 歩行者・自転車通行量調査 調査地点 略

イ) による増加人数

平成27年度における、市文化会館利用者のうち、前ページ記載の施設の利用者数合計は、187,282名。これが、中心市街地における純増数となる。
1日当たりに割り返すと、 $187,282 \div 365 \approx 513$ (人)

この513人に以下内訳の割合(利用交通手段割合・補正值)を乗じる。各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

市民アンケートより割合は以下のとおり。

【参考：芸術・文化施設の利用者の主な利用交通手段割合（市民アンケート・平成28年1月実施）】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	6	18	1	71	0	5	9	0	1	111
割合	5.4%	16.2%	0.9%	63.9%	0.0%	4.5%	8.1%	0.0%	0.9%	100.0%

その際、タクシーはバスと、バイクは自転車と、それぞれ同様な動線となると想定し合算する。さらにその他と無回答については、各交通手段の割合で按分する。

【参考：芸術・文化施設の利用者の主な利用交通手段割合・補正值（市民アンケート・平成28年1月実施）】

結果	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
回答者数	71	6	19	5	9	110
割合	64.5%	5.4%	17.2%	4.5%	8.1%	100.0%

※小数点以下第2位を切捨てるため実数の合計が補正前と合致しない場合や、割合の合計が100%にならない場合がある。

イ) 県・市連携文化施設整備事業による増加

県・市連携文化施設整備事業により、新たに、市文化会館における大ホール、第一会議室、リハーサル室、第一練習室、第二練習室、託児室に相当する施設が中心市街地内に整備される。したがって、市文化会館の利用者を参考に、増加数を算出する。また各交通手段利用者の施設までの通過地点は以下のとおり仮定する。

■推定の条件

自動車利用者は、より近い駐車場を利用する。
最寄りのエリアなかいち駐車場の収容台数は507台であり、周辺駐車場の平均稼働率が76.7%（低未利用地アンケート：平成28年4月実施より）であることから、388台が通常利用されていると推計する。残り119台分を県・市連携文化施設利用者が利用する。
平成22年道路交通センサスより、1台当たりの乗車人員は1.3人
以上から、自動車利用者のうち、154人（119×1.3人=154人）はエリアなかいち駐車場を利用するため、歩行者・自転車通行量調査地点を通過しない。
残りの周辺駐車場利用者は、徒歩自転車利用者と同様調査地点4または調査地点5を通過する。
鉄道およびバス利用者は各地から秋田駅で下車後、徒歩で調査地点1および調査地点10を通過する。
自転車および徒歩では、周辺住宅地から直接施設へ向かうと仮定し、東西より調査地点4または調査地点5を通過する。
また、平成18年に秋田県が実施した「中央街区にぎわいサポート事業」の調査結果から、中央街区利用者のうち、約20%が周辺を回遊すると判断できる。したがって、自動車・自転車・徒歩による利用者の20%が中心市街地を回遊すると仮定する。※小数点以下切捨てる。

図 歩行者・自転車通行量調査 調査地点 略

イ) による増加人数

平成27年度における、市文化会館利用者のうち、前ページ記載の施設の利用者数合計は、187,282名。これが、中心市街地における純増数となる。
1日当たりに割り返すと、 $187,282 \div 365 \approx 513$ (人)

この513人に以下内訳の割合(利用交通手段割合・補正值)を乗じる。各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

市民アンケートより割合は以下のとおり。

【参考：芸術・文化施設の利用者の主な利用交通手段割合（市民アンケート・平成28年1月実施）】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	6	18	1	71	0	5	9	0	1	111
割合	5.4%	16.2%	0.9%	63.9%	0.0%	4.5%	8.1%	0.0%	0.9%	100.0%

その際、タクシーはバスと、バイクは自転車と、それぞれ同様な動線となると想定し合算する。さらにその他と無回答については、各交通手段の割合で按分する。

【参考：芸術・文化施設の利用者の主な利用交通手段割合・補正值（市民アンケート・平成28年1月実施）】

結果	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
回答者数	71	6	19	5	9	110
割合	64.5%	5.4%	17.2%	4.5%	8.1%	100.0%

※小数点以下第2位を切捨てるため実数の合計が補正前と合致しない場合や、割合の合計が100%にならない場合がある。

自動車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自動車利用者割合} - \text{エリアなかいち駐車場利用者} = a$$

エリアなかいち駐車場を利用できない自動車利用者は周辺の時間貸駐車場を利用するものとし、駐車場から施設までの経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $a \div 2$

また、自動車利用者のうち20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $a \times 20\%$

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $\frac{a}{2} + \frac{a}{2} + 0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a = 513 \text{ 人} \times 64.5\% - 154 &= 176 \text{ 人} \\ (176 \div 2) + (176 \div 2) + (176 \times 20\%) &= 211 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

鉄道

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{鉄道利用者割合} = b$$

鉄道利用者は秋田駅から徒歩にて移動し、[あきた芸術劇場](#)までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はbとなる。

ゆえに、鉄道利用者による増加数は、 $b+b$ となるので、

$$\begin{aligned} b = 513 \text{ 人} \times 5.4\% &= 27 \text{ 人} \\ 27 \text{ 人} + 27 \text{ 人} &= 54 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{バス利用者割合} = c$$

鉄道利用者と同様に、秋田駅から[あきた芸術劇場](#)までの経路として、調査地点1および調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はcとなる。

ゆえに、バス利用者による増加数は、 $c+c$ となるので、

$$\begin{aligned} c = 513 \text{ 人} \times 17.2\% &= 88 \text{ 人} \\ 88 \text{ 人} + 88 \text{ 人} &= 176 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自動車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自動車利用者割合} - \text{エリアなかいち駐車場利用者} = a$$

エリアなかいち駐車場を利用できない自動車利用者は周辺の時間貸駐車場を利用するものとし、駐車場から施設までの経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $a \div 2$

また、自動車利用者のうち20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $a \times 20\%$

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $\frac{a}{2} + \frac{a}{2} + 0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a = 513 \text{ 人} \times 64.5\% - 154 &= 176 \text{ 人} \\ (176 \div 2) + (176 \div 2) + (176 \times 20\%) &= 211 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

鉄道

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{鉄道利用者割合} = b$$

鉄道利用者は秋田駅から徒歩にて移動し、[県・市連携文化施設](#)までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はbとなる。

ゆえに、鉄道利用者による増加数は、 $b+b$ となるので、

$$\begin{aligned} b = 513 \text{ 人} \times 5.4\% &= 27 \text{ 人} \\ 27 \text{ 人} + 27 \text{ 人} &= 54 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{バス利用者割合} = c$$

鉄道利用者と同様に、秋田駅から[県・市連携文化施設](#)までの経路として、調査地点1および調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はcとなる。

ゆえに、バス利用者による増加数は、 $c+c$ となるので、

$$\begin{aligned} c = 513 \text{ 人} \times 17.2\% &= 88 \text{ 人} \\ 88 \text{ 人} + 88 \text{ 人} &= 176 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自転車利用者割合} = d$$

あきた芸術劇場への自転車での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $d \div 2$

自転車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、地点10の増加数は $d \times 20\%$ となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d = 513 \text{ 人} \times 4.5\% &= 23 \text{ 人} \\ 23 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 11 \text{ 人} \\ 11 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 4 \text{ 人} &= 26 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

徒歩

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{徒歩移動者割合} = e$$

自転車利用者と同様に、あきた芸術劇場への徒歩での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $e \div 2$

自動車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $e \times 20\%$ となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{e}{2} + \frac{e}{2} + 0.2e$ となるので、

$$\begin{aligned} 513 \text{ 人} \times 8.1\% &= 41 \text{ 人} \\ 41 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 20 \text{ 人} \\ 20 \text{ 人} + 20 \text{ 人} + 8 \text{ 人} &= 48 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自転車利用者割合} = d$$

県・市連携文化施設への自転車での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $d \div 2$

自転車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、地点10の増加数は $d \times 20\%$ となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d = 513 \text{ 人} \times 4.5\% &= 23 \text{ 人} \\ 23 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 11 \text{ 人} \\ 11 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 4 \text{ 人} &= 26 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

徒歩

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{徒歩移動者割合} = e$$

自転車利用者と同様に、県・市連携文化施設への徒歩での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $e \div 2$

自動車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $e \times 20\%$ となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{e}{2} + \frac{e}{2} + 0.2e$ となるので、

$$\begin{aligned} 513 \text{ 人} \times 8.1\% &= 41 \text{ 人} \\ 41 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 20 \text{ 人} \\ 20 \text{ 人} + 20 \text{ 人} + 8 \text{ 人} &= 48 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

したがって、**あきた芸術劇場**の整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

$$211人 + 54人 + 176人 + 26人 + 48人 = 515人$$

$$以上より 515人 \times 2 (1往復) = \underline{1,030人}$$

調査地点	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
増加数	176	27	88	23	41	355
調査地点1		27	88			115
調査地点2						0
調査地点3						0
調査地点4	88			11	20	119
調査地点5	88			11	20	119
調査地点6						0
調査地点7						0
調査地点8						0
調査地点9						0
調査地点10	35	27	88	4	8	162
調査地点11						0
合計	211	54	176	26	48	515

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

ウ) (仮称) 芸術文化交流施設整備事業による増加

新施設には、展示ギャラリー（1階）、レジデンスホール（2階、3階）を整備する。

・展示ギャラリー

新施設展示ギャラリーについては、にぎわい交流館展示ホールの利用者数と同等と見込むものとする。
新施設展示ギャラリー利用者数見込み

$$= \text{にぎわい交流館展示ホールの利用者数 } 85,869 \text{ 人 (平成 } 27 \text{ 年度実績)}$$

・レジデンスホール

また、新施設レジデンスホールについては、平日の創作活動とその活動の成果を披露する休日の入館者で利用者数を見込む。

1年を365日、年間の祝祭日日数を15日（元日は年末年始に含むため除く）とし、施設の稼働日数を年末年始（土日を含む7日間とする）を除く358日とすると、

稼働日のうち平日の日数は
 $358日 \div 7日 \times 5日 - 15日 = 241日$

休日の日数は
 $358日 - 241日 = 117日$

となる。これにより、平日・休日それぞれの利用者数を求めると、

【平日】

1回当たりの作家および参加者の合計人数を40人とする。
 （アトリエももさだのガラス工芸のワークショップにおける実績より）
 稼働率を、にぎわい交流館アート工房の平成27年度実績から77.5%とする。

これより、
 $241日 \times 77.5\% \times 40人 = 7,471人$

したがって、**県・市連携文化施設**の整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

$$211人 + 54人 + 176人 + 26人 + 48人 = 515人$$

$$以上より 515人 \times 2 (1往復) = \underline{1,030人}$$

調査地点	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
増加数	176	27	88	23	41	355
調査地点1		27	88			115
調査地点2						0
調査地点3						0
調査地点4	88			11	20	119
調査地点5	88			11	20	119
調査地点6						0
調査地点7						0
調査地点8						0
調査地点9						0
調査地点10	35	27	88	4	8	162
調査地点11						0
合計	211	54	176	26	48	515

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

ウ) (仮称) 芸術文化交流施設整備事業による増加

新施設には、展示ギャラリー（1階）、レジデンスホール（2階、3階）を整備する。

・展示ギャラリー

新施設展示ギャラリーについては、にぎわい交流館展示ホールの利用者数と同等と見込むものとする。
新施設展示ギャラリー利用者数見込み

$$= \text{にぎわい交流館展示ホールの利用者数 } 85,869 \text{ 人 (平成 } 27 \text{ 年度実績)}$$

・レジデンスホール

また、新施設レジデンスホールについては、平日の創作活動とその活動の成果を披露する休日の入館者で利用者数を見込む。

1年を365日、年間の祝祭日日数を15日（元日は年末年始に含むため除く）とし、施設の稼働日数を年末年始（土日を含む7日間とする）を除く358日とすると、

稼働日のうち平日の日数は
 $358日 \div 7日 \times 5日 - 15日 = 241日$

休日の日数は
 $358日 - 241日 = 117日$

となる。これにより、平日・休日それぞれの利用者数を求めると、

【平日】

1回当たりの作家および参加者の合計人数を40人とする。
 （アトリエももさだのガラス工芸のワークショップにおける実績より）
 稼働率を、にぎわい交流館アート工房の平成27年度実績から77.5%とする。

これより、
 $241日 \times 77.5\% \times 40人 = 7,471人$

【休日】

市文化会館の小ホールを活用した、舞踊や舞踏、演劇等のイベント入館者を参考として、1回（1上演）当たりの利用者を250人とする。

実績より、1回のイベントで、1日当たり2回上演とすると、

$$250 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} / \text{日} = 500 \text{ 人}$$

稼働率を、文化会館小ホール平成27年度実績（休日）から、72.6%とする。

$$500 \text{ 人} \times 117 \text{ 日} \times 72.6\% = 42,471 \text{ 人}$$

【年間】

$$7,471 \text{ 人(平日)} + 42,471 \text{ 人(休日)} = 49,942 \text{ 人}$$

以上より、新施設利用者数見込みは、

$$85,869 \text{ 人} + 49,942 \text{ 人} = 135,811 \text{ 人となる。}$$

1日当たりに割り返すと、

$$135,811 \text{ 人} \div 365 = 372 \div 370 \text{ 人}$$

この370人が以下の内訳により、各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

※イ)と同様の交通手段割合による

自動車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自動車利用者割合} - \text{エリアなかいち駐車場利用者} = a$$

エリアなかいち駐車場を利用できない自動車利用者は周辺の時間貸駐車場を利用するものとし、駐車場から施設までの経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $a \div 2$

また、自動車利用者のうち20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $a \times 20\%$ となる。

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $\frac{a}{2} + \frac{a}{2} + 0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a = 370 \text{ 人} \times 64.5\% - 154 &= 84 \text{ 人} \\ (84 \div 2) + (84 \div 2) + (84 \times 20\%) &= 100 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

【休日】

市文化会館の小ホールを活用した、舞踊や舞踏、演劇等のイベント入館者を参考として、1回（1上演）当たりの利用者を250人とする。

実績より、1回のイベントで、1日当たり2回上演とすると、

$$250 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} / \text{日} = 500 \text{ 人}$$

稼働率を、文化会館小ホール平成27年度実績（休日）から、72.6%とする。

$$500 \text{ 人} \times 117 \text{ 日} \times 72.6\% = 42,471 \text{ 人}$$

【年間】

$$7,471 \text{ 人(平日)} + 42,471 \text{ 人(休日)} = 49,942 \text{ 人}$$

以上より、新施設利用者数見込みは、

$$85,869 \text{ 人} + 49,942 \text{ 人} = 135,811 \text{ 人となる。}$$

1日当たりに割り返すと、

$$135,811 \text{ 人} \div 365 = 372 \div 370 \text{ 人}$$

この370人が以下の内訳により、各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

※イ)と同様の交通手段割合による

自動車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自動車利用者割合} - \text{エリアなかいち駐車場利用者} = a$$

エリアなかいち駐車場を利用できない自動車利用者は周辺の時間貸駐車場を利用するものとし、駐車場から施設までの経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $a \div 2$

また、自動車利用者のうち20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $a \times 20\%$ となる。

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $\frac{a}{2} + \frac{a}{2} + 0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a = 370 \text{ 人} \times 64.5\% - 154 &= 84 \text{ 人} \\ (84 \div 2) + (84 \div 2) + (84 \times 20\%) &= 100 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

鉄道

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{鉄道利用者割合} = b$$

鉄道利用者は秋田駅から徒歩にて移動し、あきた芸術劇場までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はbとなる。

ゆえに、鉄道による利用者増加数は、 $b+b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 370 \text{ 人} \times 5.4\% = 19 \text{ 人} \\ 19 \text{ 人} + 19 \text{ 人} &= 38 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{バス利用者割合} = c$$

鉄道利用者と同様に、秋田駅から、あきた芸術劇場までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はcとなる。

ゆえに、バス利用者による増加数は、 $c+c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 370 \text{ 人} \times 17.2\% = 63 \text{ 人} \\ 63 \text{ 人} + 63 \text{ 人} &= 126 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自転車利用者割合} = d$$

あきた芸術劇場への自転車での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $d \div 2$

自転車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点の増加数は $d \times 20\%$ となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d &= 370 \text{ 人} \times 4.5\% = 16 \text{ 人} \\ 16 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 8 \text{ 人} \\ 8 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 3 \text{ 人} &= 19 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

鉄道

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{鉄道利用者割合} = b$$

鉄道利用者は秋田駅から徒歩にて移動し、県・市連携文化施設までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はbとなる。

ゆえに、鉄道による利用者増加数は、 $b+b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 370 \text{ 人} \times 5.4\% = 19 \text{ 人} \\ 19 \text{ 人} + 19 \text{ 人} &= 38 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{バス利用者割合} = c$$

鉄道利用者と同様に、秋田駅から、県・市連携文化施設までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はcとなる。

ゆえに、バス利用者による増加数は、 $c+c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 370 \text{ 人} \times 17.2\% = 63 \text{ 人} \\ 63 \text{ 人} + 63 \text{ 人} &= 126 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自転車利用者割合} = d$$

県・市連携文化施設への自転車での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $d \div 2$

自転車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点の増加数は $d \times 20\%$ となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d &= 370 \text{ 人} \times 4.5\% = 16 \text{ 人} \\ 16 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 8 \text{ 人} \\ 8 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 3 \text{ 人} &= 19 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

徒歩

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{徒歩移動者割合} = e$$

自転車利用者と同様に、あきた芸術劇場への徒歩での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $e \div 2$

自動車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $e \times 20\%$ となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{e}{2} + \frac{e}{2} + 0.2e$ となるので、

$$\begin{aligned} e &= 370 \text{ 人} \times 8.1\% = 29 \text{ 人} \\ 29 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 14 \text{ 人} \\ 14 \text{ 人} + 14 \text{ 人} + 5 \text{ 人} &= 33 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

したがって、(仮称)芸術文化交流施設の整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

合計

$$100 \text{ 人} + 38 \text{ 人} + 126 \text{ 人} + 19 \text{ 人} + 33 \text{ 人} = 316 \text{ 人}$$

$$\text{以上より } 316 \text{ 人} \times 2 \text{ (1往復)} = \underline{632 \text{ 人}}$$

調査地点	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
増加数	84	19	63	16	29	211
調査地点1		19	63			82
調査地点2						0
調査地点3						0
調査地点4	42			8	14	64
調査地点5	42			8	14	64
調査地点6						0
調査地点7						0
調査地点8						0
調査地点9						0
調査地点10	16	19	63	3	5	106
調査地点11						0
合計	100	38	126	19	33	316

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

徒歩

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{徒歩移動者割合} = e$$

自転車利用者と同様に、県・市連携文化施設への徒歩での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $e \div 2$

自動車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $e \times 20\%$ となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{e}{2} + \frac{e}{2} + 0.2e$ となるので、

$$\begin{aligned} e &= 370 \text{ 人} \times 8.1\% = 29 \text{ 人} \\ 29 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 14 \text{ 人} \\ 14 \text{ 人} + 14 \text{ 人} + 5 \text{ 人} &= 33 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

したがって、(仮称)芸術文化交流施設の整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

合計

$$100 \text{ 人} + 38 \text{ 人} + 126 \text{ 人} + 19 \text{ 人} + 33 \text{ 人} = 316 \text{ 人}$$

$$\text{以上より } 316 \text{ 人} \times 2 \text{ (1往復)} = \underline{632 \text{ 人}}$$

調査地点	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
増加数	84	19	63	16	29	211
調査地点1		19	63			82
調査地点2						0
調査地点3						0
調査地点4	42			8	14	64
調査地点5	42			8	14	64
調査地点6						0
調査地点7						0
調査地点8						0
調査地点9						0
調査地点10	16	19	63	3	5	106
調査地点11						0
合計	100	38	126	19	33	316

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

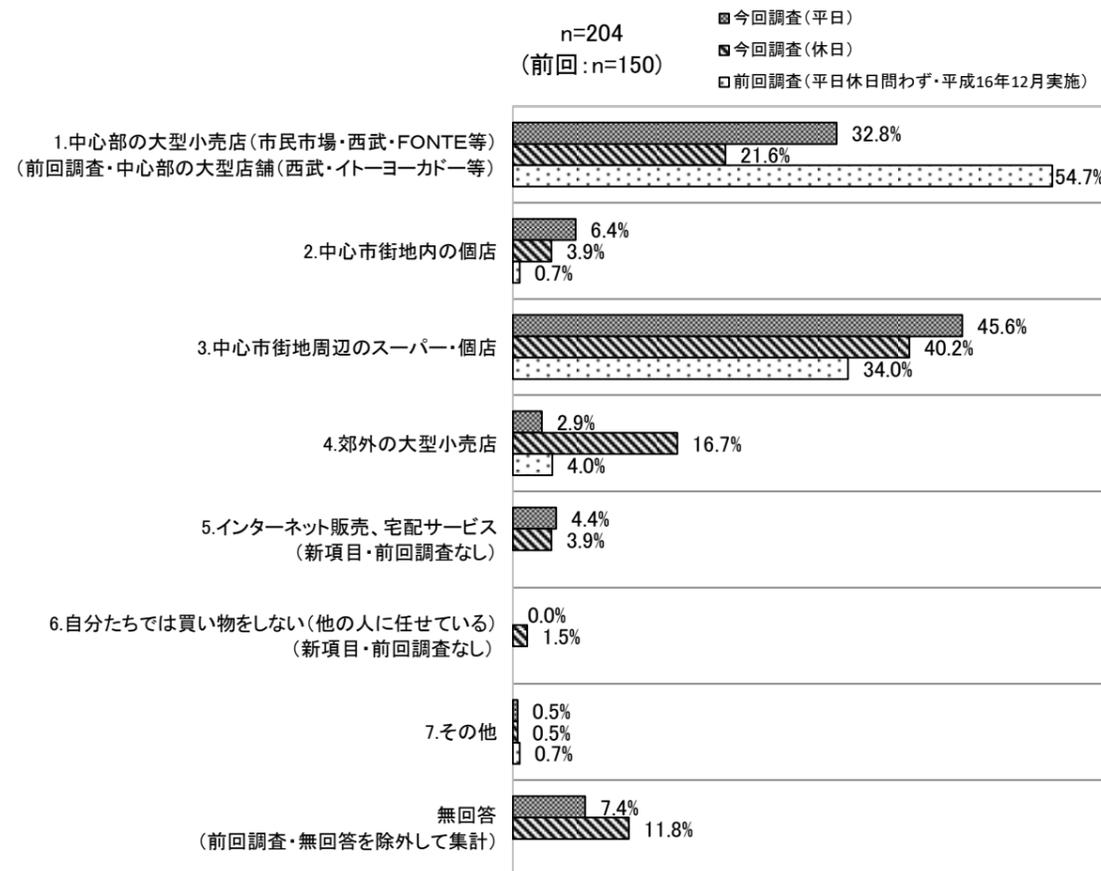
エ) 街なか居住人口増加に伴う増加

「②住みたい街」で算出する平成28年度から令和3年度までの人口増加数240人
 中心市街地居住者の中心市街地内店舗利用割合 平日39.2% 休日25.5%※
 平日:240人 × (32.8%+6.4%) × 5 = 470人
 休日:240人 × (21.6%+3.9%) × 2 = 122人
 470人 + 122人 = 592人
 これを1日あたりに割り返すと
 592人 ÷ 7 = 84人

西武・フォンテ間の調査地点1および、市民市場前である調査地点11を通過するものと仮定する。さらに通過が想定される各調査地点において、往復するものと仮定し

84人 × 2 × 2 = **336人**

※中心市街地における居住に関するアンケート(平成28年2月)より



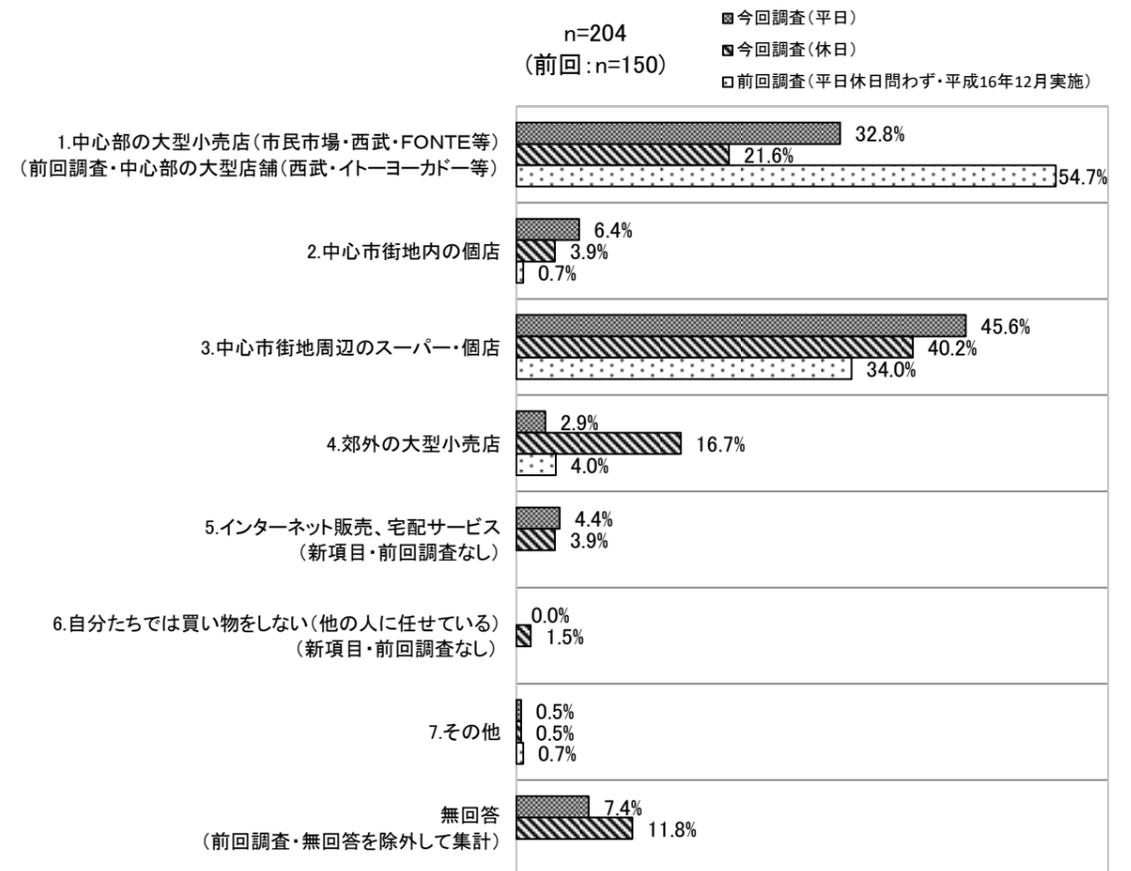
エ) 街なか居住人口増加に伴う増加

「②住みたい街」で算出する平成28年度から平成33年度までの人口増加数240人
 中心市街地居住者の中心市街地内店舗利用割合 平日39.2% 休日25.5%※
 平日:240人 × (32.8%+6.4%) × 5 = 470人
 休日:240人 × (21.6%+3.9%) × 2 = 122人
 470人 + 122人 = 592人
 これを1日あたりに割り返すと
 592人 ÷ 7 = 84人

西武・フォンテ間の調査地点1および、市民市場前である調査地点11を通過するものと仮定する。さらに通過が想定される各調査地点において、往復するものと仮定し

84人 × 2 × 2 = **336人**

※中心市街地における居住に関するアンケート(平成28年2月)より



オ) 旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加

旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備（予定店舗面積 600 m²）における店舗面積当たりの日來客数は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示 16 号）に規定する「店舗面積当たり日來客数原単位」を求める計算式に準拠して当てはめることにより算出する。また各交通手段利用者の施設までの通過地点を以下のとおり仮定する。

※旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備は予定店舗面積が 600 m²であることから、大規模小売店舗には該当しないが、来客数を算出するために以下の計算式を準拠して当てはめる。

■推定の条件

自動車利用者は、当該商業施設により近い（あるいは併設）駐車場を利用するため、歩行者・自転車通行量調査地点を通過しない。

バス利用者は各地から大町公園橋周辺のバス停で下車後、徒歩で調査地点 7 を通過する。

鉄道利用者は秋田駅からバスに乗って当該商業施設を利用すると仮定する。

自転車および徒歩では、周辺住宅地から直接施設へ向かうと仮定し、南北より調査地点 7 または調査地点 8 を通過する。

また、平成 18 年に秋田県が実施した「中央街区にぎわいサポート事業」の調査結果から、中央街区利用者のうち、約 20%が秋田駅方面に回遊すると判断できる。したがって、自動車・自転車・徒歩による利用者の 20%が中心市街地を回遊すると仮定し、調査地点 8 を通過するとする。※小数点以下切捨て。

図 歩行者・自転車通行量調査 調査地点

略

オ) 旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加

旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備（予定店舗面積 600 m²）における店舗面積当たりの日來客数は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示 16 号）に規定する「店舗面積当たり日來客数原単位」を求める計算式に準拠して当てはめることにより算出する。また各交通手段利用者の施設までの通過地点を以下のとおり仮定する。

※旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備は予定店舗面積が 600 m²であることから、大規模小売店舗には該当しないが、来客数を算出するために以下の計算式を準拠して当てはめる。

■推定の条件

自動車利用者は、当該商業施設により近い（あるいは併設）駐車場を利用するため、歩行者・自転車通行量調査地点を通過しない。

バス利用者は各地から大町公園橋周辺のバス停で下車後、徒歩で調査地点 7 を通過する。

鉄道利用者は秋田駅からバスに乗って当該商業施設を利用すると仮定する。

自転車および徒歩では、周辺住宅地から直接施設へ向かうと仮定し、南北より調査地点 7 または調査地点 8 を通過する。

また、平成 18 年に秋田県が実施した「中央街区にぎわいサポート事業」の調査結果から、中央街区利用者のうち、約 20%が秋田駅方面に回遊すると判断できる。したがって、自動車・自転車・徒歩による利用者の 20%が中心市街地を回遊すると仮定し、調査地点 8 を通過するとする。※小数点以下切捨て。

図 歩行者・自転車通行量調査 調査地点

略

オ) による増加数

秋田市の人口は 40 万人未満であることから、以下のとおり約 650 人/日となる。

【参考：店舗面積当たり日來客数原単位計算方法（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）】

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S<20)	1,400 - 40S (S<10)
	1,100 (S≥20)	1,000 (S≥10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S<5)	
	950 (S≥5)	

(単位：人/千㎡)

Sは店舗面積(千㎡)

日來客数原単位(S=0.6→0.6<5)

$$1,100-30 \times 0.6 = 1,082 \text{ 人/千㎡}$$

$$\text{店舗面積当たり日來客数原単位 } 1,082 \text{ 人/千㎡} \times 0.6 \text{ 千㎡} = 649 \approx 650 \text{ 人/日}$$

この 650 人に以下内訳の割合(補正值)を乗じる。各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

※イ)と同様に通行量を推定するが、鉄道利用者は秋田駅からバスに乗って当該商業施設を利用すると仮定し、鉄道利用者をバス利用者に合算する。

市民アンケートより割合は以下のとおり。

【参考：商業施設利用者(買物)の主な利用交通手段割合(市民アンケート・平成28年1月実施)】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
買物(食料品)	6	28	2	107		11	24	1	2	181
買物(日用品)	3	23	0	55		10	23	0	2	116
買物(服飾品等)	7	35	0	130		11	17	1	1	202
買物(その他)	4	28	3	72		13	15	1	2	138

【参考：商業施設利用者(各種買物合算)の主な利用交通手段割合(市民アンケート・平成28年1月実施)】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	20	114	5	364	0	45	79	3	7	637

その際、タクシーはバスと、バイクは自転車と、それぞれ同様な動線となると想定し合算する。さらにその他と無回答については、各交通手段の割合で按分する。

【参考：商業施設利用者(各種買物合算)の主な利用交通手段割合・補正值(市民アンケート・平成28年1月実施)】

結果	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
回答者数	369	20	120	45	80	634
割合	58.2%	3.1%	18.9%	7.0%	12.6%	100.0%

※小数点以下第2位を切捨て処理しているため実数の合計が補正前と合致しない場合や、割合の合計が100%にならない場合がある。

オ) による増加数

秋田市の人口は 40 万人未満であることから、以下のとおり約 650 人/日となる。

【参考：店舗面積当たり日來客数原単位計算方法（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）】

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S<20)	1,400 - 40S (S<10)
	1,100 (S≥20)	1,000 (S≥10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S<5)	
	950 (S≥5)	

(単位：人/千㎡)

Sは店舗面積(千㎡)

日來客数原単位(S=0.6→0.6<5)

$$1,100-30 \times 0.6 = 1,082 \text{ 人/千㎡}$$

$$\text{店舗面積当たり日來客数原単位 } 1,082 \text{ 人/千㎡} \times 0.6 \text{ 千㎡} = 649 \approx 650 \text{ 人/日}$$

この 650 人に以下内訳の割合(補正值)を乗じる。各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

※イ)と同様に通行量を推定するが、鉄道利用者は秋田駅からバスに乗って当該商業施設を利用すると仮定し、鉄道利用者をバス利用者に合算する。

市民アンケートより割合は以下のとおり。

【参考：商業施設利用者(買物)の主な利用交通手段割合(市民アンケート・平成28年1月実施)】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
買物(食料品)	6	28	2	107		11	24	1	2	181
買物(日用品)	3	23	0	55		10	23	0	2	116
買物(服飾品等)	7	35	0	130		11	17	1	1	202
買物(その他)	4	28	3	72		13	15	1	2	138

【参考：商業施設利用者(各種買物合算)の主な利用交通手段割合(市民アンケート・平成28年1月実施)】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	20	114	5	364	0	45	79	3	7	637

その際、タクシーはバスと、バイクは自転車と、それぞれ同様な動線となると想定し合算する。さらにその他と無回答については、各交通手段の割合で按分する。

【参考：商業施設利用者(各種買物合算)の主な利用交通手段割合・補正值(市民アンケート・平成28年1月実施)】

結果	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
回答者数	369	20	120	45	80	634
割合	58.2%	3.1%	18.9%	7.0%	12.6%	100.0%

※小数点以下第2位を切捨て処理しているため実数の合計が補正前と合致しない場合や、割合の合計が100%にならない場合がある。

自動車

日來客数 × 自動車利用者割合 = a

自動車利用者は最寄りの駐車場を利用すると仮定する。そのため、来店のために調査地点は通過しない。ただし、20%が周辺を回遊することから、通町商店街側最寄り調査地点8の通行量を $a \times 0.2$ とする。

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a &= 650 \text{ 人} \times 58.2\% = 378 \text{ 人} \\ 378 \text{ 人} \times 0.2 &= 75 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス・鉄道

日來客数 × (バス利用者割合 + 鉄道利用者割合) = b

バス利用者は最寄りのバス停を利用し、鉄道利用者は秋田駅からバスに乗り換え、最寄りバス停で下車すると仮定する。最寄りバス停から商業施設へは調査地点7のみ通過するため、調査地点7の増加数はbとなる。そのうち、20%が周辺を回遊することから、調査地点8での増加数は $b \times 0.2$ となる。

ゆえに、バス・鉄道利用者による増加数は、 $b + 0.2b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 650 \text{ 人} \times (3.1\% + 18.9\%) = 143 \text{ 人} \\ 143 \text{ 人} \times 0.2 &= 28 \text{ 人} \\ 143 \text{ 人} + 28 \text{ 人} &= 171 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

日來客数 × 自転車利用者割合 = c

自転車による来客数は

自転車利用者は各方面から、調査地点7または調査地点8を通過すると仮定する。

したがって、各調査地点の増加数は $c \div 2$

そのうち、20%が周辺を回遊するため、調査地点8はさらに $c \times 0.2$ 増となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{c}{2} + \frac{c}{2} + 0.2c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 650 \text{ 人} \times 7.0\% = 45 \text{ 人} \\ 45 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 22 \text{ 人} \\ 22 \text{ 人} + 22 \text{ 人} + 9 \text{ 人} &= 53 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自動車

日來客数 × 自動車利用者割合 = a

自動車利用者は最寄りの駐車場を利用すると仮定する。そのため、来店のために調査地点は通過しない。ただし、20%が周辺を回遊することから、通町商店街側最寄り調査地点8の通行量を $a \times 0.2$ とする。

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a &= 650 \text{ 人} \times 58.2\% = 378 \text{ 人} \\ 378 \text{ 人} \times 0.2 &= 75 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス・鉄道

日來客数 × (バス利用者割合 + 鉄道利用者割合) = b

バス利用者は最寄りのバス停を利用し、鉄道利用者は秋田駅からバスに乗り換え、最寄りバス停で下車すると仮定する。最寄りバス停から商業施設へは調査地点7のみ通過するため、調査地点7の増加数はbとなる。そのうち、20%が周辺を回遊することから、調査地点8での増加数は $b \times 0.2$ となる。

ゆえに、バス・鉄道利用者による増加数は、 $b + 0.2b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 650 \text{ 人} \times (3.1\% + 18.9\%) = 143 \text{ 人} \\ 143 \text{ 人} \times 0.2 &= 28 \text{ 人} \\ 143 \text{ 人} + 28 \text{ 人} &= 171 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

日來客数 × 自転車利用者割合 = c

自転車による来客数は

自転車利用者は各方面から、調査地点7または調査地点8を通過すると仮定する。

したがって、各調査地点の増加数は $c \div 2$

そのうち、20%が周辺を回遊するため、調査地点8はさらに $c \times 0.2$ 増となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{c}{2} + \frac{c}{2} + 0.2c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 650 \text{ 人} \times 7.0\% = 45 \text{ 人} \\ 45 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 22 \text{ 人} \\ 22 \text{ 人} + 22 \text{ 人} + 9 \text{ 人} &= 53 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

徒歩

日來客数 × 徒歩移動者割合 = d

徒歩による來客数は

徒歩移動者は自転車利用者同様、各方面から調査地点7または調査地点8を通過すると仮定する。したがって、各調査地点の増加数は $d \div 2$

そのうち、20%が周辺を回遊するため、調査地点8はさらに $d \times 0.2$ 増となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$d = 650 \text{ 人} \times 12.6\% = 81 \text{ 人}$$

$$81 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} = 40 \text{ 人}$$

$$40 \text{ 人} + 40 \text{ 人} + 16 \text{ 人} = 96 \text{ 人}$$

※小数点以下切捨て

したがって、旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

$$75 \text{ 人} + 171 \text{ 人} + 53 \text{ 人} + 96 \text{ 人} = 395 \text{ 人}$$

$$\text{以上より } 395 \times 2 \text{ (1往復)} = \underline{790 \text{ 人}}$$

調査地点	自動車	鉄道・バス	自転車	徒歩	合計
増加数	378	143	45	81	647
調査地点1					0
調査地点2					0
調査地点3					0
調査地点4					0
調査地点5					0
調査地点6					0
調査地点7		143	22	40	205
調査地点8			22	40	62
調査地点9					0
調査地点10	75	28	9	16	128
調査地点11					0
合計	75	171	53	96	395

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

ア)～オ)の各事業による歩行者・自転車通行量を加算し、目標値とする。

$$\text{ア) } 32,191 + \text{イ) } 1,030 + \text{ウ) } 632 + \text{エ) } 336 + \text{オ) } 790 = \underline{35,000 \text{ 人}}$$

徒歩

日來客数 × 徒歩移動者割合 = d

徒歩による來客数は

徒歩移動者は自転車利用者同様、各方面から調査地点7または調査地点8を通過すると仮定する。したがって、各調査地点の増加数は $d \div 2$

そのうち、20%が周辺を回遊するため、調査地点8はさらに $d \times 0.2$ 増となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$d = 650 \text{ 人} \times 12.6\% = 81 \text{ 人}$$

$$81 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} = 40 \text{ 人}$$

$$40 \text{ 人} + 40 \text{ 人} + 16 \text{ 人} = 96 \text{ 人}$$

※小数点以下切捨て

したがって、旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

$$75 \text{ 人} + 171 \text{ 人} + 53 \text{ 人} + 96 \text{ 人} = 395 \text{ 人}$$

$$\text{以上より } 395 \times 2 \text{ (1往復)} = \underline{790 \text{ 人}}$$

調査地点	自動車	鉄道・バス	自転車	徒歩	合計
増加数	378	143	45	81	647
調査地点1					0
調査地点2					0
調査地点3					0
調査地点4					0
調査地点5					0
調査地点6					0
調査地点7		143	22	40	205
調査地点8			22	40	62
調査地点9					0
調査地点10	75	28	9	16	128
調査地点11					0
合計	75	171	53	96	395

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

ア)～オ)の各事業による歩行者・自転車通行量を加算し、目標値とする。

$$\text{ア) } 32,191 + \text{イ) } 1,030 + \text{ウ) } 632 + \text{エ) } 336 + \text{オ) } 790 = \underline{35,000 \text{ 人}}$$

【平成31年3月変更時の状況】

平成29年度フォローアップでは、目標指標①歩行者・自転車通行量の目標値35,000人に対し、最新値29,695人の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は、最新値を計測する直前に発生した記録的豪雨により、市内各所において床上・床下浸水や交通障害などの被害が発生したためと推測される。

また、「あきた芸術劇場」の開館時期が令和3年度後半となったため、事業の効果発現が目標指標①の歩行者・自転車通行量の測定時期（各年7月下旬）に間に合わないことが明らかとなった。

これを補完するため、以下の事業を追加することで、目標指標①の達成を目指す。

秋田ノーザンゲートスクエア整備事業（事業内容 駅隣接地に整備するスポーツ施設によるにぎわい創出）

チャレンジオフィスあきた運営事業（事業内容 インキュベーション施設の中心市街地への移転および運営）

観光客等受入促進事業（事業内容 クルーズ船等による来街者に対するおもてなしイベント）

ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業（事業内容 ユネスコ無形文化遺産に登録された行事のPRイベントの実施）

秋田犬ふれあい事業（事業内容 外国人にも知名度が高い「秋田犬」とのふれあいの場の設置

アジアトライ千秋芸術祭（事業内容 芸術文化、国際交流、地域活性化に資する舞踏公演等イベントの実施）

羽州街道歴史観光推進事業（事業内容 歴史文化施設と羽州街道を活かしたまちあるきイベントの実施）

【平成31年3月変更時の状況】

平成29年度フォローアップでは、目標指標①歩行者・自転車通行量の目標値35,000人に対し、最新値29,695人の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は、最新値を計測する直前に発生した記録的豪雨により、市内各所において床上・床下浸水や交通障害などの被害が発生したためと推測される。

また、「県・市連携文化施設」の開館時期が平成33年度後半となったため、事業の効果発現が目標指標①の歩行者・自転車通行量の測定時期（各年7月下旬）に間に合わないことが明らかとなった。

これを補完するため、以下の事業を追加することで、目標指標①の達成を目指す。

JR秋田ゲートアリーナ（仮称）整備事業（事業内容 駅隣接地に整備するスポーツ施設によるにぎわい創出）

チャレンジオフィスあきた移転事業（事業内容 インキュベーション施設の中心市街地への移転）

観光客等受入促進事業（事業内容 クルーズ船等による来街者に対するおもてなしイベント）

ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業（事業内容 ユネスコ無形文化遺産に登録された行事のPRイベントの実施）

秋田犬ふれあい事業（事業内容 外国人にも知名度が高い「秋田犬」とのふれあいの場の設置

アジアトライ千秋芸術祭（事業内容 芸術文化、国際交流、地域活性化に資する舞踏公演等イベントの実施）

羽州街道歴史観光推進事業（事業内容 歴史文化施設と羽州街道を活かしたまちあるきイベントの実施）

(2) 芸術文化施設利用者数

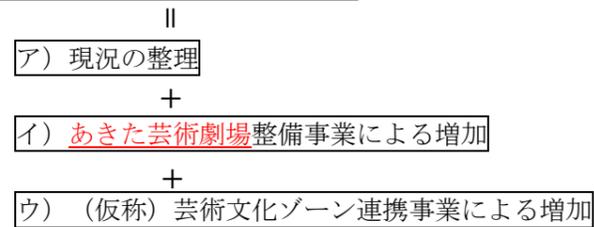
目標指標	最新値 (H27)	新計画 基準値 (H27)	新計画 目標値 (R3)
芸術文化施設利用者数 (1日当たり)	966人/日	966人/日	1,530人/日

■設定の方法

基準値：平成27年度の芸術文化施設*利用者数

※県民会館、県立美術館、市立千秋美術館、佐竹史料館

目標値：令和3年度の芸術文化施設利用者数



ア) 現況の整理

中心市街地における芸術文化施設利用状況(平成27年度)

県民会館利用者数	:177,355人
県立美術館入館者数	:124,135人
市立千秋美術館入館者数	:37,372人
佐竹史料館入館者数	:14,048人
合計	: <u>352,910人</u>

現況1日当たりの利用者数を求めると、 $352,910 \div 365 \approx 966$ (人/日)

イ) あきた芸術劇場整備事業による増加

(1)イ)より、あきた芸術劇場の整備により新たに増加する利用者数は 187,282人

ウ) (仮称) 芸術文化ゾーン連携事業による増加

新たに整備されるあきた芸術劇場と既存の芸術文化施設により形成される芸術文化ゾーンにおいて、施設間の連携を高め、芸術文化によるまちの魅力を向上させる「(仮称)芸術文化ゾーン連携事業」を実施する。これにより、既存施設において、それぞれ10%の利用者数増加を見込む。

県立美術館入館者数	:124,135人×10%=12,414人
市立千秋美術館入館者数	:37,372人×10%=3,737人
佐竹史料館入館者数	:14,048人×10%=1,405人
合計	<u>17,556人</u>

上記ア)～ウ)を加算すると

ア) 352,910+イ) 187,282+ウ) 17,556=557,748人

恒常的なにぎわいを創出するという観点から、1日当たりの利用者数を求めると

$557,748 \div 365 \approx 1,530$ 人

(2) 芸術文化施設利用者数

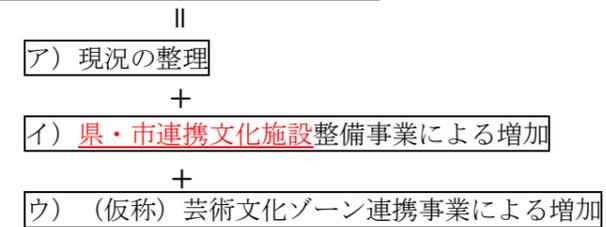
目標指標	最新値 (H27)	新計画 基準値 (H27)	新計画 目標値 (H33)
芸術文化施設利用者数 (1日当たり)	966人/日	966人/日	1,530人/日

■設定の方法

基準値：平成27年度の芸術文化施設*利用者数

※県民会館、県立美術館、市立千秋美術館、佐竹史料館

目標値：平成33年度の芸術文化施設利用者数



ア) 現況の整理

中心市街地における芸術文化施設利用状況(平成27年度)

県民会館利用者数	:177,355人
県立美術館入館者数	:124,135人
市立千秋美術館入館者数	:37,372人
佐竹史料館入館者数	:14,048人
合計	: <u>352,910人</u>

現況1日当たりの利用者数を求めると、 $352,910 \div 365 \approx 966$ (人/日)

イ) 県・市連携文化施設整備事業による増加

(1)イ)より、県・市連携文化施設の整備により新たに増加する利用者数は 187,282人

ウ) (仮称) 芸術文化ゾーン連携事業による増加

新たに整備される県・市連携文化施設と既存の芸術文化施設により形成される芸術文化ゾーンにおいて、施設間の連携を高め、芸術文化によるまちの魅力を向上させる「(仮称)芸術文化ゾーン連携事業」を実施する。これにより、既存施設において、それぞれ10%の利用者数増加を見込む。

県立美術館入館者数	:124,135人×10%=12,414人
市立千秋美術館入館者数	:37,372人×10%=3,737人
佐竹史料館入館者数	:14,048人×10%=1,405人
合計	<u>17,556人</u>

上記ア)～ウ)を加算すると

ア) 352,910+イ) 187,282+ウ) 17,556=557,748人

恒常的なにぎわいを創出するという観点から、1日当たりの利用者数を求めると

$557,748 \div 365 \approx 1,530$ 人

②住みたい街（中心市街地における人口の社会増加数）

目標指標	最新値 (H28)	新計画 基準値 (H24～H28の累 計)	新計画 目標値 (H29～ <u>R3</u> の累 計)
中心市街地における 人口の社会増加数（累計）	-3人	26人	240人 (累計)

■設定の方法

基準値：平成24年から28年の中心市街地における人口の社会増加

目標値：平成29年から令和3年の中心市街地における人口の社会増加

- Ⅱ
- ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計
- +
- イ) まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）による増加
- +
- ウ) 秋田版CCRC事業による増加
- +
- エ) 住宅リフォーム支援事業による増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

毎年、10月1日時点における過去1年間の人口社会増減（転入・転出数の合計）を、中心市街地を包括する11字（大町一丁目、大町二丁目、保戸野通町、千秋久保田町、千秋明徳町、千秋公園、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通七丁目）で集計すると、

社会増加数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
11字合計	-3	-12	53	17	-9	38	2	25	10	-8	-3	110

令和3年における社会増加数を近似式により推計すると、

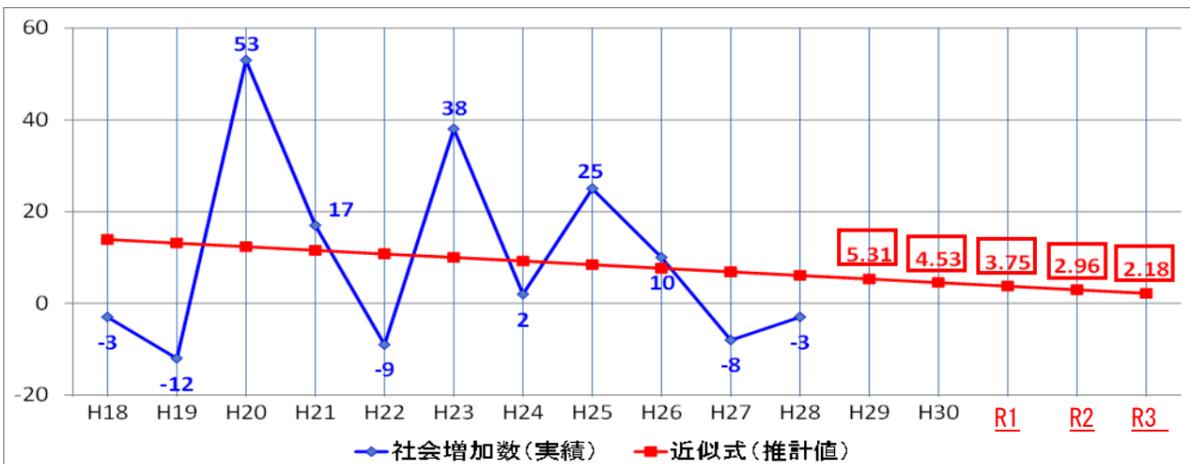


表 中心市街地における人口の社会増加数（住民基本台帳を元に作成）

これより、平成29年から令和3年までの社会増加数は、
 $5.31 + 4.53 + 3.75 + 2.96 + 2.18 = 18.73 \approx 19$ 人

②住みたい街（中心市街地における人口の社会増加数）

目標指標	最新値 (H28)	新計画 基準値 (H24～H28の累 計)	新計画 目標値 (H29～ <u>H33</u> の累 計)
中心市街地における 人口の社会増加数（累計）	-3人	26人	240人 (累計)

■設定の方法

基準値：平成24年から28年の中心市街地における人口の社会増加

目標値：平成29年から平成33年の中心市街地における人口の社会増加

- Ⅱ
- ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計
- +
- イ) まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）による増加
- +
- ウ) 日本版CCRC事業による増加
- +
- エ) 住宅リフォーム支援事業による増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

毎年、10月1日時点における過去1年間の人口社会増減（転入・転出数の合計）を、中心市街地を包括する11字（大町一丁目、大町二丁目、保戸野通町、千秋久保田町、千秋明徳町、千秋公園、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通七丁目）で集計すると、

社会増加数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
11字合計	-3	-12	53	17	-9	38	2	25	10	-8	-3	110

平成33年における社会増加数を近似式により推計すると、

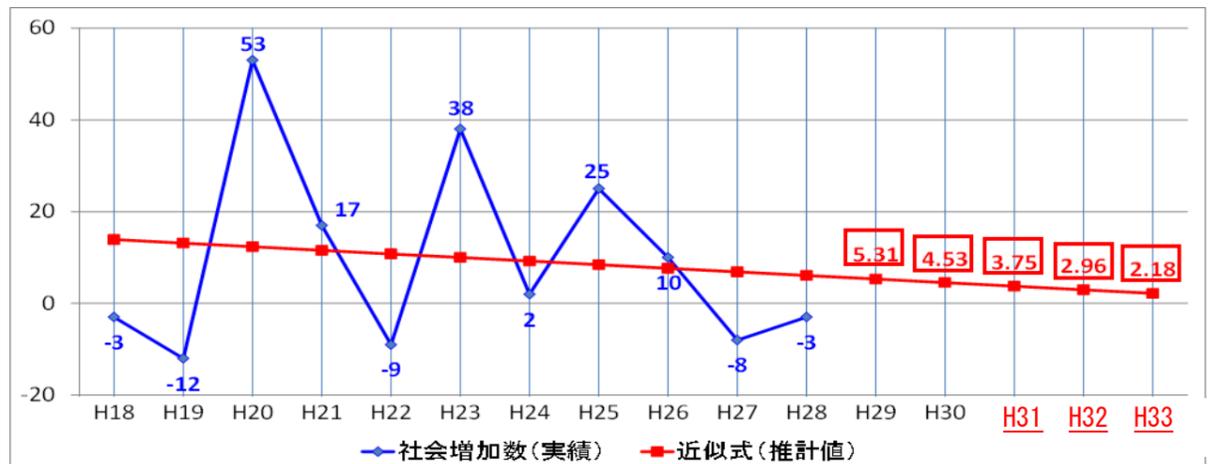


表 中心市街地における人口の社会増加数（住民基本台帳を元に作成）

これより、平成29年から平成33年までの社会増加数は、
 $5.31 + 4.53 + 3.75 + 2.96 + 2.18 = 18.73 \approx 19$ 人

<区域内字界図>

略

イ) まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）による増加

平成 24 年度の「秋田市空き家調査」の結果に対して行った追跡調査（平成 28 年 11 月）の結果より、中心市街地区域内空き家件数 21 件

空き家定住推進事業の実施により、年 4 件の空き家の活用を見込む

秋田市における平均世帯人員 2.3 人（平成 27 年国勢調査）より人口の増加を求めると、

$$4 \text{ 件} \times 5 \text{ 年} \times 2.3 \text{ 人} = \underline{46 \text{ 人}}$$

ウ) **秋田版 CCRC 事業**による増加

中心市街地内で行われる**秋田版 CCRC 事業**の計画より、多世代共生型 CCRC マンションとして、50 歳以上の元気な中高齢者（アクティブシニア）を主な対象とした 50 戸の住宅が供給される予定となっている。

したがって、秋田市における核家族世帯の平均世帯あたり人口 2.8 人/戸（平成 27 年国勢調査）をもとに、

$$50 \text{ 戸} \times 2.8 \text{ 人} = \underline{140 \text{ 人}}$$

の居住を見込む

エ) 住宅リフォーム支援事業による増加

中心市街地内の集合住宅空き室への入居を目的とした補助金利用件数を年間 5 件と仮定する。

また、この補助金を活用し、区域外から中心市街地へ転居する世帯として、補助金の対象が集合住宅空き室への入居であることから、うち 3 件が夫婦・子どもの世帯、残り 2 件が単身世帯であると想定する。秋田市の平均世帯人員 2.3 人、中心市街地における集合住宅の世帯あたり人口は 1.8 人より、

$$(3 \text{ 件} \times 1.8 \text{ 人} + 2 \text{ 件} \times 1 \text{ 人}) \times 5 \text{ 年} = \underline{37 \text{ 人}}$$

ア) ~エ) を加算し目標値とする。

$$\text{ア) } 19 + \text{イ) } 46 + \text{ウ) } 140 + \text{エ) } 37 = 242 \div \underline{240 \text{ 人}}$$

③活力ある街（商業集積促進関連制度利用件数、市民活動等施設利用件数）

略

[4] フォローアップの時期及び方法

略

<区域内字界図>

略

イ) まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）による増加

平成 24 年度の「秋田市空き家調査」の結果に対して行った追跡調査（平成 28 年 11 月）の結果より、中心市街地区域内空き家件数 21 件

空き家定住推進事業の実施により、年 4 件の空き家の活用を見込む

秋田市における平均世帯人員 2.3 人（平成 27 年国勢調査）より人口の増加を求めると、

$$4 \text{ 件} \times 5 \text{ 年} \times 2.3 \text{ 人} = \underline{46 \text{ 人}}$$

ウ) **日本版 CCRC 事業**による増加

中心市街地内で行われる**日本版 CCRC 事業**の計画より、多世代共生型 CCRC マンションとして、50 歳以上の元気な中高齢者（アクティブシニア）を主な対象とした 50 戸の住宅が供給される予定となっている。

したがって、秋田市における核家族世帯の平均世帯あたり人口 2.8 人/戸（平成 27 年国勢調査）をもとに、

$$50 \text{ 戸} \times 2.8 \text{ 人} = \underline{140 \text{ 人}}$$

の居住を見込む

エ) 住宅リフォーム支援事業による増加

中心市街地内の集合住宅空き室への入居を目的とした補助金利用件数を年間 5 件と仮定する。

また、この補助金を活用し、区域外から中心市街地へ転居する世帯として、補助金の対象が集合住宅空き室への入居であることから、うち 3 件が夫婦・子どもの世帯、残り 2 件が単身世帯であると想定する。秋田市の平均世帯人員 2.3 人、中心市街地における集合住宅の世帯あたり人口は 1.8 人より、

$$(3 \text{ 件} \times 1.8 \text{ 人} + 2 \text{ 件} \times 1 \text{ 人}) \times 5 \text{ 年} = \underline{37 \text{ 人}}$$

ア) ~エ) を加算し目標値とする。

$$\text{ア) } 19 + \text{イ) } 46 + \text{ウ) } 140 + \text{エ) } 37 = 242 \div \underline{240 \text{ 人}}$$

③活力ある街（商業集積促進関連制度利用件数、市民活動等施設利用件数）

略

[4] フォローアップの時期及び方法

略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

略

(2) 市街地の整備改善の必要性

(1) の現状分析より、中心市街地の活性化に向けて、以下の3つの視点から市街地の整備改善を総合的に推進する必要がある。

●市街地の骨格構造の形成

- ・土地区画整理事業：秋田駅西北地区土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業：秋田駅前北第一地区市街地再開発事業
- ・都市計画道路：都市計画道路事業千秋久保田町線

●低未利用地の有効活用の推進

- ・ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト
(「都市福利施設の整備」に分類)
- ・秋田版CCRC事業 (「街なか居住の推進」に分類)
- ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 (「経済活力の向上」に分類)

●安全で快適な居住環境の形成

- ・消融雪施設整備事業
- ・千秋公園整備事業
- ・コミュニティサイクル導入調査事業

(3) フォローアップの考え方

略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 消融雪施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] <u>市道千秋明徳町1号線無電柱化事業</u> [内容] <u>景観向上・防災の観点から、無電柱化を実施する。</u> <u>L=320m</u>	市	<u>道路に林立する電柱を地中化することで、歩行者・自転車の安全で安心な通行空間の整備を進め、かつ自然災害に強い道路環境を整備することで、歩行者・自転車通行量の増加を図る</u>	[支援措置] <u>防災・安全交付金(道路事業)</u> [実施時期] <u>R3</u>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

略

(2) 市街地の整備改善の必要性

(1) の現状分析より、中心市街地の活性化に向けて、以下の3つの視点から市街地の整備改善を総合的に推進する必要がある。

●市街地の骨格構造の形成

- ・土地区画整理事業：秋田駅西北地区土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業：秋田駅前北第一地区市街地再開発事業
- ・都市計画道路：都市計画道路事業千秋久保田町線

●低未利用地の有効活用の推進

- ・(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業
(「都市福利施設の整備」に分類)
- ・日本版CCRC事業 (「街なか居住の推進」に分類)
- ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 (「経済活力の向上」に分類)

●安全で快適な居住環境の形成

- ・歩道消融雪設備整備事業
- ・千秋公園整備事業
- ・コミュニティサイクル導入調査事業

(3) フォローアップの考え方

略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 消融雪施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<u>新規追加</u>				

[実施時期] R3		<u>中心市街地の活性化に必要な事業である。</u> <u>(歩行者・自転車通行量)</u>		
[事業名] 都市計画道路事業千秋久保田町線 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 秋田駅西北地区土地区画整理事業 [内容] 地区面積 5.8ha 都市計画道路 4路線 公園整備 1箇所 区画道路 9路線 [実施時期] H6～ <u>R10</u>	市	鉄道跡地等大規模空地が残るなど、低密度の土地利用となっていた当該地区において、良好かつ健全な市街地の形成を図るとともに、鉄道で分断された秋田駅東西地区を結ぶ幹線道路を整備することで、中心市街地のアクセス性向上による歩行者自転車通行量の増加を図る、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) [実施時期] H29～ <u>R3</u>	
[事業名] <u>秋田ノーザンゲートスクエア整備事業</u> [内容] 秋田駅東口に隣接する未利用地を活用し、体育館・保育施設・事務所・店舗の複合施設を整備する。 [実施時期] H30～ <u>R1</u>	民間	秋田駅東口に隣接する低未利用地を活用し、地元プロバスケットチームや秋田版CCRC構想と連携したにぎわい創出の核となる施設を整備するもので、秋田駅周辺における新たな街の魅力・価値の創出につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) [実施時期] H30～ <u>R1</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
略

(4) 国の支援措置がないその他の事業
略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

略

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は、まちなか居住者の生活の場であることから、生活に身近な都市福利施設の整備充実が求められる。

同時に、本市の中心市街地は、市内外から来訪者が訪れる交流の場でもあり、その面からも都市福利施設の整備充実を図る必要がある。

特に、基本コンセプトに掲げたとおり、千秋公園(久保田城跡)と中心市街地とを連携して新たなまちの魅

[事業名] 都市計画道路事業千秋久保田町線 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 秋田駅西北地区土地区画整理事業 [内容] 地区面積 5.8ha 都市計画道路 4路線 公園整備 1箇所 区画道路 9路線 [実施時期] H6～ <u>H34</u>	市	鉄道跡地等大規模空地が残るなど、低密度の土地利用となっていた当該地区において、良好かつ健全な市街地の形成を図るとともに、鉄道で分断された秋田駅東西地区を結ぶ幹線道路を整備することで、中心市街地のアクセス性向上による歩行者自転車通行量の増加を図る、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) [実施時期] H29～ <u>H33</u>	
[事業名] <u>JR秋田ゲートアリーナ(仮称)整備事業</u> [内容] 秋田駅東口に隣接する未利用地を活用し、体育館・保育施設・事務所・店舗の複合施設を整備する。 [実施時期] H30～ <u>H31</u>	民間	秋田駅東口に隣接する低未利用地を活用し、地元プロバスケットチームや秋田版CCRC構想と連携したにぎわい創出の核となる施設を整備するもので、秋田駅周辺における新たな街の魅力・価値の創出につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) [実施時期] H30～ <u>H31</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
略

(4) 国の支援措置がないその他の事業
略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

略

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は、まちなか居住者の生活の場であることから、生活に身近な都市福利施設の整備充実が求められる。

同時に、本市の中心市街地は、市内外から来訪者が訪れる交流の場でもあり、その面からも都市福利施設の整備充実を図る必要がある。

特に、基本コンセプトに掲げたとおり、千秋公園(久保田城跡)と中心市街地とを連携して新たなまちの魅

力・価値を醸し出す「新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成」が求められることから、以下の都市福祉施設整備に資する事業が重要になる。

●新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成

- ・ あきた芸術劇場整備事業
- ・ (仮称) 芸術文化交流施設整備事業
- ・ ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト

(3) フォローアップの考え方

略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] <u>あきた芸術劇場整備事業</u> <u>(県・市連携文化施設整備事業)</u></p> <p>[内容] 県と市が連携し、老朽化が進んでいる県民会館および秋田市文化会館の機能を集約した県民・市民の芸術文化活動の拠点となる文化施設を現県民会館所在地に整備する。高機能型ホール(2,000席)および舞台芸術型ホール(800席)を基本とする施設構成とし、これらに付随する所要施設(リハーサル室等)を整備する。 また、250台収容の付属駐車場を整備する。 [実施時期] H29~<u>R3</u></p>	県、市	<p>本施設を核として、周辺の既存文化施設との連携を図り、中心市街地から千秋公園に至る一帯を「芸術文化ゾーン」として市民の活動環境を整え、市民が日常的に芸術文化に触れ、憩える空間として充実させることで、中心市街地の一層の魅力向上につながるものであり、活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] H29~<u>R3</u></p>	
<p>[事業名] (仮称) 芸術文化交流施設整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

略

魅力・価値を醸し出す「新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成」が求められることから、以下の都市福祉施設整備に資する事業が重要になる。

●新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成

- ・ 県・市連携文化施設整備事業
- ・ (仮称) 芸術文化交流施設整備事業
- ・ (仮称) 秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業

(3) フォローアップの考え方

略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] <u>県・市連携文化施設整備事業</u></p> <p>[内容] 県と市が連携し、老朽化が進んでいる県民会館および秋田市文化会館の機能を集約した県民・市民の芸術文化活動の拠点となる文化施設を現県民会館所在地に整備する。高機能型ホール(2,000席)および舞台芸術型ホール(800席)を基本とする施設構成とし、これらに付随する所要施設(リハーサル室等)を整備する。 また、250台収容の付属駐車場を整備する。 [実施時期] H29~<u>H33</u></p>	県、市	<p>本施設を核として、周辺の既存文化施設との連携を図り、中心市街地から千秋公園に至る一帯を「芸術文化ゾーン」として市民の活動環境を整え、市民が日常的に芸術文化に触れ、憩える空間として充実させることで、中心市街地の一層の魅力向上につながるものであり、活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) [実施時期] H29~<u>H33</u></p>	
<p>[事業名] (仮称) 芸術文化交流施設整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] <u>ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト</u></p> <p>[内容] JR秋田駅に隣接するJR東日本秋田支社ビルの移転(平成29年春完成)を契機とし、駅舎機能の充実を図るとともに、現JR秋田支社ビル跡地へ中心市街地区域外からの秋田放送社屋の移転や駅東口JR用地へのクリニックの整備(敷地面積約5,000㎡)、学生マンション(敷地面積約1,200㎡)など、都市機能立地の推進等を図る。</p> <p>[実施時期] H29～<u>R3</u></p>	民間	<p>秋田駅周辺のJR用地における新たな都市機能の立地整備や商業施設、駐車施設の拡充、駅施設のリニューアル等を行う事業であり、交流人口の拡大や事業所の立地に伴う来街者・就業者の増加につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (市民活動等施設利用件数) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

略

(2) 街なか居住の推進の必要性

定住人口は中心市街地の活力の源であることから、引き続き、以下に示す多様な施策を組み合わせ、街なか居住の推進を図る必要がある。

●新たな街なか居住の需要発掘

- ・ 秋田版CCRC事業 (優良建築物等整備事業)

●住宅ストックの有効活用

- ・ まちなか居住推進事業 (空き家定住推進事業)
- ・ 住宅リフォーム支援事業

●住宅供給の受け皿整備

- ・ 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 (「市街地の整備改善」に分類)
- ・ 都市計画道路事業千秋久保田町線 (「市街地の整備改善」に分類)

●居住環境の整備改善

- ・ 消融雪施設整備事業 (「市街地の整備改善」に分類)
- ・ 千秋公園整備事業 (「市街地の整備改善」に分類)
- ・ 秋田市民市場活性化事業 (再形成事業) (「経済活力の向上」に分類)
- ・ 中心市街地循環バス運行事業 (「公共交通機関の利便性の増進」に分類)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] <u>(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業</u></p> <p>[内容] JR秋田駅に隣接するJR東日本秋田支社ビルの移転(平成29年春完成)を契機とし、駅舎機能の充実を図るとともに、現JR秋田支社ビル跡地へ中心市街地区域外からの秋田放送社屋の移転や駅東口JR用地へのクリニックの整備(敷地面積約5,000㎡)、学生マンション(敷地面積約1,200㎡)など、都市機能立地の推進等を図る。</p> <p>[実施時期] H29～<u>H33</u></p>	民間	<p>秋田駅周辺のJR用地における新たな都市機能の立地整備や商業施設、駐車施設の拡充、駅施設のリニューアル等を行う事業であり、交流人口の拡大や事業所の立地に伴う来街者・就業者の増加につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (市民活動等施設利用件数) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

略

(2) 街なか居住の推進の必要性

定住人口は中心市街地の活力の源であることから、引き続き、以下に示す多様な施策を組み合わせ、街なか居住の推進を図る必要がある。

●新たな街なか居住の需要発掘

- ・ 日本版CCRC事業 (優良建築物等整備事業)

●住宅ストックの有効活用

- ・ まちなか居住推進事業 (空き家定住推進事業)
- ・ 住宅リフォーム支援事業

●住宅供給の受け皿整備

- ・ 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 (「市街地の整備改善」に分類)
- ・ 都市計画道路事業千秋久保田町線 (「市街地の整備改善」に分類)

●居住環境の整備改善

- ・ 歩道消融雪設備整備事業 (「市街地の整備改善」に分類)
- ・ 千秋公園整備事業 (「市街地の整備改善」に分類)
- ・ 秋田市民市場活性化事業 (再形成事業) (「経済活力の向上」に分類)
- ・ 中心市街地循環バス運行事業 (「公共交通機関の利便性の増進」に分類)

・高齢者コインバス事業（「公共交通機関の利便性の増進」に分類）
 (3) フォローアップの考え方

略
 [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] <u>秋田版CCRC事業</u> (中通二丁目地区優良建築物等整備事業) [内容] 地域社会との連携や医療介護ケアなどの機能を有し、秋田市におけるCCRCのモデルとなるような、健康な中高齢者向け共同住宅を整備する。 多世代共生型CCRCマンション RC地上17階、地下1階建て 地下1階 機械室 1～4階 テナント 5～17階 住宅 (高齢者・一般向け) <u>全60戸</u> [実施時期] H29～ <u>R2</u>	民間	健康な高齢者の地区内への居住を促す事業であり、定住人口の増加にもつながる中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	[支援措置] 中心市街地共同住宅供給事業 [実施時期] H29～ <u>R2</u>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] まちなか居住推進事業 (空き家定住推進事業) [内容] 区域外からの転入者を対象に、中心市街地内の空き家バンク登録 <u>物件等</u> について、居住するための改修等を行う場合、工事費の一部(最大100万円)を補助する。 [実施時期]	市	防災・景観・衛生等の問題をはらむ空き家について、居住のための改修等について、工事費の一部を支援することでその利活用を促し、既存ストックを活用した居住人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業)) [実施時期] H29～ <u>R3</u>	

・高齢者コインバス事業（「公共交通機関の利便性の増進」に分類）
 (3) フォローアップの考え方

略
 [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] <u>日本版CCRC事業</u> (中通二丁目地区優良建築物等整備事業) [内容] 地域社会との連携や医療介護ケアなどの機能を有し、秋田市におけるCCRCのモデルとなるような、健康な中高齢者向け共同住宅を整備する。 多世代共生型CCRCマンション RC地上17階、地下1階建て 地下1階 機械室 1～4階 テナント 5～17階 住宅 (高齢者・一般向け) <u>全50戸</u> [実施時期] H29～ <u>H32</u>	民間	健康な高齢者の地区内への居住を促す事業であり、定住人口の増加にもつながる中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	[支援措置] 中心市街地共同住宅供給事業 [実施時期] H29～ <u>H32</u>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] まちなか居住推進事業 (空き家定住推進事業) [内容] 区域外からの転入者を対象に、中心市街地内の空き家バンク登録 <u>物件</u> について、居住するための改修等を行う場合、工事費の一部(最大100万円)を補助する。 [実施時期]	市	防災・景観・衛生等の問題をはらむ空き家について、居住のための改修等について、工事費の一部を支援することでその利活用を促し、既存ストックを活用した居住人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業)) [実施時期] H29～ <u>H33</u>	

H29～

- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業
略
- (4) 国の支援措置がないその他の事業
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 法に定める特別の措置に関する事業
略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) に移設</u>				
[事業名] (仮称) 芸術文化ゾーン連携事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 官民連携秋田駅周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] なかいちウィンターパーク (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] アキタミュージックフェスティバル (AkitaMusicFestival) (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 千秋公園桜まつり・つつじまつり	<u>(公財) 秋田観光コンベンション</u>	千秋公園は「さくら名所100選」にも選ばれており、桜まつりおよびその直後のつつじまつり	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事	<u>区域内</u>

H29～

- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業
略
- (4) 国の支援措置がないその他の事業
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 法に定める特別の措置に関する事業
略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 [内容] 市有地を活用し、商店街の核となる商業施設等の整備を行う。 事業地面積1,066㎡ 店舗数18区画 [実施時期] H29～ <u>H33</u>	民間	国登録有形文化財の移築に合わせ、文化財を活かした商店街の核となるコンパクトな商業施設等を整備する事業であり、隣接する商業施設と一体化するような歩行空間が形成され、にぎわいの創出と商業の活性化に資するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)	<u>[支援措置]</u> <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的、実証的</u> <u>事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>H32～H33</u>	
[事業名] (仮称) 芸術文化ゾーン連携事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 官民連携秋田駅周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] なかいちウィンターパーク (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] アキタミュージックフェスティバル (AkitaMusicFestival) (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 千秋公園桜まつり・つつじまつり	<u>市</u>	千秋公園は「さくら名所100選」にも選ばれており、桜まつりおよびその直後のつつじまつり	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事	

[内容] 千秋公園において、桜まつり・つつじまつりを開催し、ライトアップやイベント等を実施する。 [実施時期] 桜まつり 4月中～下旬 つつじまつり 5月中～下旬	協会	開催期間中は、市内外から多くの人を訪れる、春の代表的なイベントである。 中心市街地のシンボルである千秋公園の魅力向上を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	業 [実施時期] H29.4～R4.3		[内容] 千秋公園において、桜まつり・つつじまつりを開催し、ライトアップやイベント等を実施する。 [実施時期] 桜まつり 4月中～下旬 つつじまつり 5月中～下旬		開催期間中は、市内外から多くの人を訪れる、春の代表的なイベントである。 中心市街地のシンボルである千秋公園の魅力向上を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	業 [実施時期] H29～H33	
[事業名] 中心市街地出店促進融資あっせん制度 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] 中心市街地出店促進融資あっせん制度 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 中心市街地商業集積促進補助制度(空き店舗支援) [内容] 中心市街地内の空き店舗等への出店にかかる改装費(対象事業費の2/5以内、限度額100万円)、 <u>宣伝広告費(対象事業費の2/5以内、限度額20万円)</u> 、賃借料の一部(対象賃借料および共益費の1/2以内、 <u>24</u> 箇月分、限度額150万円)を補助する。 [実施時期] H20～	市	中心市街地への出店に対し、他地区への出店よりも有利な支援を行うことにより、新規出店を促し、中心市街地における店舗の連担性を確保するとともに、魅力ある商店街の形成と地域経済の活性化を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (商業集積促進関連制度利用件数)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29.4～R4.3	区域内	[事業名] 中心市街地商業集積促進補助制度(空き店舗支援) [内容] 中心市街地内の空き店舗および大型商業施設内の空きテナントへの入居にかかる改装費(対象事業費の2/5以内、限度額100万円)賃借料の一部(対象賃借料および共益費の1/2以内、 <u>12</u> 箇月分、限度額150万円)を補助する。 [実施時期] H20～	市	中心市街地への出店に対し、他地区への出店よりも有利な支援を行うことにより、新規出店を促し、中心市街地における店舗の連担性を確保するとともに、魅力ある商店街の形成と地域経済の活性化を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (商業集積促進関連制度利用件数)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29～H33	
[事業名] 中心市街地まちづくりイベント支援事業 [内容] 中心市街地活性化基本計画区域でのイベントに対し、 <u>上限20万円</u> の範囲で助成する。 [実施時期] H22～ <u>R1</u>	市	中心市街地に幅広い市民が集い、世代を超えた文化交流の場となるよう、市民団体等によるイベント開催等に支援することで、中心市街地の魅力向上および継続的なにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29.4～R2.3	区域内	[事業名] 中心市街地まちづくりイベント支援事業 [内容] 中心市街地活性化基本計画区域でのイベントに対し、 <u>上限30万円</u> の範囲で助成する。 [実施時期] H22～ <u>H31</u>	市	中心市街地に幅広い市民が集い、世代を超えた文化交流の場となるよう、市民団体等によるイベント開催等に支援することで、中心市街地の魅力向上および継続的なにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29～H31	
[事業名] ギョギョっとあきた週末イベントリレー開催経費 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] ギョギョっとあきた週末イベントリレー開催経費 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] <u>これが秋田だ!</u> 食と芸能	実行委員会	夏まつり前の時期に県内の芸能・祭り・行事や、食が集結する	[支援措置] 中心市街地活	区域内	[事業名] <u>これが秋田だ!</u> 食と芸	実行委員会	夏まつり前の時期に県内の芸能・祭り・行事や、食が集結する	[支援措置] 中心市街地活	

大祭典事業 [内容] 県内の豊かな伝統芸能と食文化を集結したイベントを県都秋田市で開催する。 [実施時期] <u>H28～</u> <u>毎年5月</u>		イベントを開催し、全県域に及ぶ秋田の夏まつりへの誘客につなげるものである。県内外からの観光客の拡大と県内周遊観光の拡充に取り組むことにより、交流人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	性化ソフト事業 [実施時期] <u>H29.4～R4.3</u>		能大祭典事業 [内容] 県内の豊かな伝統芸能と食文化を集結したイベントを県都秋田市で開催する。 [実施時期] <u>H28～</u>		イベントを開催し、全県域に及ぶ秋田の夏まつりへの誘客につなげるものである。県内外からの観光客の拡大と県内周遊観光の拡充に取り組むことにより、交流人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	性化ソフト事業 [実施時期] <u>H29～H33</u>	
[事業名] 大型コンベンションおもてなし推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] 大型コンベンションおもてなし推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 観光客等受入促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] 観光客等受入促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 秋田竿燈まつり (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] 秋田竿燈まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 「美術館の街」活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] 「美術館の街」活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] ユネスコ無形文化遺産 「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業 (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] ユネスコ無形文化遺産 「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 秋田犬ふれあい事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)		[事業名] 秋田犬ふれあい事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] アジアトライ千秋芸術祭 [内容] 千秋公園を会場に国内外のダンサーが集い、アジア発祥のダンスをテーマとした芸術祭を開催する。 [実施時期] <u>H30～R3</u> <u>毎年8月および9月</u>	<u>実行委員会</u>	秋田市出身で舞踏の創始者である土方巽にちなみ、千秋公園を主会場とした舞踏公演等を開催する。世界および日本各地の舞踏家、古典芸能、民俗芸能の伝承者を招聘し、芸術文化交流、国際交流、地域活性化に資することを目的としたイベントであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>H31.4～R4.3</u>	<u>区域内</u>	[事業名] アジアトライ千秋芸術祭 [内容] 千秋公園を会場に国内外のダンサーが集い、アジア発祥のダンスをテーマとした芸術祭を開催する。 [実施時期] <u>H30～H33</u>	<u>市</u>	秋田市出身で舞踏の創始者である土方巽にちなみ、千秋公園を主会場とした舞踏公演等を開催する。世界および日本各地の舞踏家、古典芸能、民俗芸能の伝承者を招聘し、芸術文化交流、国際交流、地域活性化に資することを目的としたイベントであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>H31～H33</u>	
[事業名] 羽州街道歴史観光推進事業	(略)	(略)	(略)		[事業名] 羽州街道歴史観光推進事業	(略)	(略)	(略)	

(略)				
[事業名] 中心市街地魅力アップ事業 [内容] 春から秋にかけて、にぎわい広場において実行委員会が主体となったイベントの実施や恒常的に市民が集う憩いの場となるように整備、活用する。 [実施時期] H31～R3 毎年4月～10月	実行委員会	県民会館の閉館後も、中心市街地のにぎわいを継続するため、イベントの実施および広場の整備を進めることにより、エリアなかいちを中心としたにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] R2.4～R4.3	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 [内容] 市有地を活用し、商店街の核となる商業施設等の整備を行う。 事業地面積1,066㎡ 店舗数18区画 [実施時期] H29～R3	民間	国登録有形文化財の移築に合わせ、文化財を活かした商店街の核となるコンパクトな商業施設等を整備する事業であり、隣接する商業施設と一体化するような歩行空間が形成され、にぎわいの創出と商業の活性化に資するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)	[支援措置] 商店街活性化・観光消費創出事業 [実施時期] R2～R3	
[事業名] (仮称)中心市街地芸術文化まちづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 川反通りサイン・アーチ設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 広小路インバウンド対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 秋田市民市場活性化事業	(略)	(略)	(略)	

(略)				
新規追加				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ①から移設				
[事業名] (仮称)中心市街地芸術文化まちづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 川反通りサイン・アーチ設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 広小路インバウンド対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
[事業名] 秋田市民市場活性化事業	(略)	(略)	(略)	

(再形成事業) (略)				
[事業名] チャレンジオフィスあきた 運営事業 [内容] 中心市街地の空きビルを改修し、市のインキュベーション施設「チャレンジオフィスあきた」を <u>設置・運営</u> する。 [実施時期] H31～	市	中心市街地外にある既存インキュベーション施設を中心市街地に移転させ、起業家同士の交流促進、創業機運の醸成を図る事業で、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)	[支援措置] <u>地方創生拠点整備交付金</u> [実施時期] R1 [支援措置] <u>地方創生推進交付金</u> [実施時期] R1～R3	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 店舗魅力向上推進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] なかいち芸術文化施設連携事業 [内容] 県立美術館や今後整備される <u>あきた芸術劇場</u> 等芸術文化ゾーンにおける施設利用者が、エリアなかいちの商業施設で飲食・物販・サービス等利用の際に特典を提供する事業を継続的に行う。 [実施時期] H29～	民間	芸術文化施設の利用者をエリアなかいち等の店舗へ誘引する取組であり、回遊性や商業の活性化にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)		
[事業名] ウェルカムミュージック事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 小売業等チャレンジ支援事業 (略)	(略)	(略)		
<u>(3)へ移設</u>				

(再形成事業) (略)				
<u>(4)からの移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 店舗魅力向上推進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] なかいち芸術文化施設連携事業 [内容] 県立美術館や今後整備される <u>県・市連携文化施設</u> 等芸術文化ゾーンにおける施設利用者が、エリアなかいちの商業施設で飲食・物販・サービス等利用の際に特典を提供する事業を継続的に行う。 [実施時期] H29～	民間	芸術文化施設の利用者をエリアなかいち等の店舗へ誘引する取組であり、回遊性や商業の活性化にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)		
[事業名] ウェルカムミュージック事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 小売業等チャレンジ支援事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] チャレンジオフィスあきた 移転事業 [内容] 中心市街地の空きビルを改修し、市のインキュベーション施設「チャレンジ	市	中心市街地外にある既存インキュベーション施設を中心市街地に移転させ、起業家同士の交流促進、創業機運の醸成を図る事業で、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)		

ハロウィンマンズイン仲 小路 (略)				
[事業名] 仲小路仲の日 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 通町通の市 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 招福狐の行列 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 通町草市 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 星辻神社だるま祭り (略)	(略)	(略)		
[事業名] 大町トワイライトリレー コンサート (略)	(略)	(略)		
[事業名] 商店街スゴロク [内容] (略)	(略)	(略)		
[事業名] アキタ・パール街 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 川反サンバカーニバル (略)	(略)	(略)		
[事業名] 川反外町街なかインバウ ンド促進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] たまご遊園地夏祭り (略)	(略)	(略)		
[事業名] 大型商業施設のリニュー アル (略)	(略)	(略)		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] 略

ハロウィンマンズイン仲 小路 (略)				
[事業名] 仲小路仲の日 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 通町通の市 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 招福狐の行列 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 通町草市 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 星辻神社だるま祭り (略)	(略)	(略)		
[事業名] 大町トワイライトリレー コンサート (略)	(略)	(略)		
[事業名] 商店街スゴロク [内容] (略)	(略)	(略)		
[事業名] アキタ・パール街 (略)	(略)	(略)		
[事業名] 川反サンバカーニバル (略)	(略)	(略)		
[事業名] 川反外町街なかインバウ ンド促進事業 (略)	(略)	(略)		
[事業名] たまご遊園地夏祭り (略)	(略)	(略)		
[事業名] 大型商業施設のリニュー アル (略)	(略)	(略)		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 中心市街地循環バス運行事業 [内容] 中心市街地の文化・観光施設などの主要スポットを循環するバスを運行する。 [実施時期] H25～ <u>通年</u>	市	中心市街地の回遊性の向上により、秋田駅周辺と中通一丁目地区で創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)	[支援措置] <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [実施時期] <u>R2.4～R4.3</u>	<u>区域内外</u>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ①に移設</u>				
[事業名] 高齢者コインバス事業 (略)	(略)	(略)		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
※別添を参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) からの移設</u>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 中心市街地循環バス運行事業 [内容] 中心市街地の文化・観光施設などの主要スポットを循環するバスを運行する。 [実施時期] H25～	市	中心市街地の回遊性の向上により、秋田駅周辺と中通一丁目地区で創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)		
[事業名] 高齢者コインバス事業 (略)	(略)	(略)		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
※別添を参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
 (2) 協議会開催状況

中心市街地活性化協議会（前期計画が終了した平成26年以降のみ記載）

開催日	議事等
平成26年6月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証結果について 商店街まちづくり事業の調査事業の申請について
平成26年10月29日	前期中活計画の内閣府への最終報告 商店街まちづくり事業の調査事業の申請結果 まちなかプロジェクトチームトライアル事業の実施状況
平成27年3月26日	まちなかプロジェクトチームトライアル事業の進捗状況 秋田市中心市街地活性化アクションプラン（案）について
平成27年6月30日	秋田市中心市街地活性化アクションプランについて
平成27年10月13日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた動向について 秋田市中心市街地にぎわい創出事業の実施について 秋田市中心市街地のその他動向について ほか
平成28年3月24日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定状況について 地域商業自立促進事業について ほか
平成28年6月30日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」草案について 「芸術文化ゾーン」（案）について
平成28年9月2日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」原案について
平成28年12月1日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」（案）について
平成29年3月30日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」の認定について 県・市連携文化施設整備計画について
平成29年6月1日	秋田市中通CCRC拠点整備事業について 中心市街地商店街活性化支援事業の募集結果について ほか
平成29年12月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗について 秋田市中心市街地活性化協議会事業の進捗について ほか
平成30年2月7日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第1回変更案）に関する意見書
平成30年3月26日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について 秋田市中心市街地活性化協議会事業について ほか
平成30年6月5日	中心市街地の活性化に向けた取組に関する報告 ほか
平成30年10月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更案）に関する意見書
平成30年12月21日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
平成31年2月15日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）に関する意見書
<u>平成31年3月27日</u>	<u>秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更）について</u> <u>秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか</u>
<u>令和元年6月4日</u>	<u>秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗についてほか</u>

- (1) 略
 (2) 協議会開催状況

中心市街地活性化協議会（前期計画が終了した平成26年以降のみ記載）

開催日	議事等
平成26年6月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証結果について 商店街まちづくり事業の調査事業の申請について
平成26年10月29日	前期中活計画の内閣府への最終報告 商店街まちづくり事業の調査事業の申請結果 まちなかプロジェクトチームトライアル事業の実施状況
平成27年3月26日	まちなかプロジェクトチームトライアル事業の進捗状況 秋田市中心市街地活性化アクションプラン（案）について
平成27年6月30日	秋田市中心市街地活性化アクションプランについて
平成27年10月13日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた動向について 秋田市中心市街地にぎわい創出事業の実施について 秋田市中心市街地のその他動向について ほか
平成28年3月24日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定状況について 地域商業自立促進事業について ほか
平成28年6月30日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」草案について 「芸術文化ゾーン」（案）について
平成28年9月2日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」原案について
平成28年12月1日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」（案）について
平成29年3月30日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」の認定について 県・市連携文化施設整備計画について
平成29年6月1日	秋田市中通CCRC拠点整備事業について 中心市街地商店街活性化支援事業の募集結果について ほか
平成29年12月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗について 秋田市中心市街地活性化協議会事業の進捗について ほか
平成30年2月7日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第1回変更案）に関する意見書
平成30年3月26日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について 秋田市中心市街地活性化協議会事業について ほか
平成30年6月5日	中心市街地の活性化に向けた取組に関する報告 ほか
平成30年10月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更案）に関する意見書
平成30年12月21日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
平成31年2月15日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）に関する意見書
新規追加	
新規追加	

令和元年12月25日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和2年2月12日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更案）に関する意見書

新規追加	
新規追加	

(3) 略

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業及び措置の集中実施

地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた市民ニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業を位置付け、重点的、集中的に取り組むこととする。

基本方針1 多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	
課題：中心市街地への来街者・交流人口の誘引	
<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地循環バスについては、利用者は増加傾向にある。 中心市街地には、64箇所約4,500台の時間貸駐車場が設けられているが、市民アンケート調査で駐車場の整備を求める意見が多い。 中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。 市民アンケートによると、食料品や衣料品を扱う店舗の立地要望が高いが、中心市街地では生鮮品等を扱う店舗が減少している。 中心市街地を訪れた方の滞在時間は、1～3時間程度が多い。 観光入込客数の秋田市全体に対する中心市街地が占める割合は高いものの、行事観光客数も多く、施設利用者数は比較的少ない状況にある。 千秋公園は中心市街地を象徴する観光資源であるが、入込客数は震災前の水準に戻っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティサイクル導入調査事業 中心市街地循環バス運行事業 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 <u>ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト</u> 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 官民連携秋田駅周辺活性化事業 千秋公園整備事業 (仮称) 中心市街地芸術文化まちづくり活動支援事業 (仮称) 芸術文化ゾーン連携事業 広小路インバウンド対策事業

(3) 略

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業及び措置の集中実施

地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた市民ニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業を位置付け、重点的、集中的に取り組むこととする。

基本方針1 多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	
課題：中心市街地への来街者・交流人口の誘引	
<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地循環バスについては、利用者は増加傾向にある。 中心市街地には、64箇所約4,500台の時間貸駐車場が設けられているが、市民アンケート調査で駐車場の整備を求める意見が多い。 中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。 市民アンケートによると、食料品や衣料品を扱う店舗の立地要望が高いが、中心市街地では生鮮品等を扱う店舗が減少している。 中心市街地を訪れた方の滞在時間は、1～3時間程度が多い。 観光入込客数の秋田市全体に対する中心市街地が占める割合は高いものの、行事観光客数も多く、施設利用者数は比較的少ない状況にある。 千秋公園は中心市街地を象徴する観光資源であるが、入込客数は震災前の水準に戻っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティサイクル導入調査事業 中心市街地循環バス運行事業 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 <u>(仮称) 秋田駅周辺 JR 用地都市機能立地推進事業</u> 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 官民連携秋田駅周辺活性化事業 千秋公園整備事業 (仮称) 中心市街地芸術文化まちづくり活動支援事業 (仮称) 芸術文化ゾーン連携事業 広小路インバウンド対策事業

基本方針2 快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用	
課題：持続的なまちなか居住、定住化の促進	
<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>

基本方針2 快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用	
課題：持続的なまちなか居住、定住化の促進	
<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>

- ・市全体の人口は漸減傾向であるが、中心市街地の人口は増加傾向にある。
- ・平成20年以降、賃貸マンション・分譲マンション合わせて約200戸増加している。
- ・高齢者の中心市街地離れが顕著である。
- ・中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。
- ・中心市街地に居住する際に重要視する点として生鮮品などの買物環境が挙げられている。

- ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）
- ・[秋田版CCRC事業](#)
- ・中心市街地出店促進融資あっせん制度
- ・店舗魅力向上推進事業
- ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）

- ・市全体の人口は漸減傾向であるが、中心市街地の人口は増加傾向にある。
- ・平成20年以降、賃貸マンション・分譲マンション合わせて約200戸増加している。
- ・高齢者の中心市街地離れが顕著である。
- ・中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。
- ・中心市街地に居住する際に重要視する点として生鮮品などの買物環境が挙げられている。

- ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）
- ・[日本版CCRC事業](#)
- ・中心市街地出店促進融資あっせん制度
- ・店舗魅力向上推進事業
- ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）

基本方針3 店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進	
課題：恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上	
<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の転用用途が住宅や駐車場になっている。 ・低未利用地は減少傾向にあるものの、約13ha程度散在している。 ・生鮮食品業種の店舗の多くが廃業等を考えている。 ・低未利用地の積極的な活用を考えている所有者は少ない。 ・中心市街地で整備、充実させる施設として、商業施設や医療施設が求められている。 ・中心市街地に居住している方が、生活の場として欲しいものとして、商業施設や融雪歩道等の意見が多い。 ・中心市街地内で16団体が様々な活用を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・中心市街地出店促進融資あっせん制度 ・中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援） ・小売業等チャレンジ支援事業 ・秋田版CCRC事業 ・融雪雪施設整備事業 ・中心市街地まちづくりイベント支援事業 ・「美術館の街」活性化事業 ・市民活動育成・支援事業

基本方針3 店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進	
課題：恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上	
<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の転用用途が住宅や駐車場になっている。 ・低未利用地は減少傾向にあるものの、約13ha程度散在している。 ・生鮮食品業種の店舗の多くが廃業等を考えている。 ・低未利用地の積極的な活用を考えている所有者は少ない。 ・中心市街地で整備、充実させる施設として、商業施設や医療施設が求められている。 ・中心市街地に居住している方が、生活の場として欲しいものとして、商業施設や融雪歩道等の意見が多い。 ・中心市街地内で16団体が様々な活用を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・中心市街地出店促進融資あっせん制度 ・中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援） ・小売業等チャレンジ支援事業 ・日本版CCRC事業 ・歩道融雪雪設備整備事業 ・中心市街地まちづくりイベント支援事業 ・「美術館の街」活性化事業 ・市民活動育成・支援経費

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整略

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

[2] 都市計画手法の活用

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの状況
略

(2) 秋田市における行政機関などの立地状況及び移転計画

本市における庁舎などの行政機関などの立地状況は、下表のとおりである。

また、**あきた芸術劇場**は令和3年度中の完成を目指すこととしている。

■庁舎などの行政機関等

施設名	設置者	用途	立地区域
千秋公園	市	公園	中心市街地
駅東サービスセンター	市	行政サービス窓口 (アルヴェ内)	
ハローワークプラザアトリオン	市	公共職業安定所 (アトリオン内)	
秋田市立千秋美術館	市	美術館 (アトリオン内)	
佐竹史料館	市	資料館	
民俗芸能伝承館	市	資料館	
自然科学学習館	市	学習館 (アルヴェ内)	
子ども未来センター	市	子育て支援施設 (アルヴェ内)	
にぎわい交流館AU	市	交流館 (エリアなかいち内)	
アトリオン音楽ホール	県	音楽ホール (アトリオン内)	
秋田県立美術館	県	美術館	
秋田県民会館	県	音楽ホール	
秋田県中央男女共同参画センター	県	男女共同参画センター (アトリオン内)	
秋田中央警察署	警察庁	警察署	
あきた文学資料館	県	資料館	
東北森林管理局	林野庁	森林管理局	
秋田南税務署	国税庁	税務署	
赤れんが郷土館	市	資料館	
市民相談センター	市	消費者相談施設 (市役所庁舎内)	
秋田市文化会館	市	音楽ホール	
市役所本庁舎	市	庁舎	
市立秋田総合病院	市	病院	

※各地区に設置されている公民館、児童センター、コミセン等は除く。(平成28年9月末現在)

<あきた芸術劇場>

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

[2] 都市計画手法の活用

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの状況
略

(2) 秋田市における行政機関などの立地状況及び移転計画

本市における庁舎などの行政機関などの立地状況は、下表のとおりである。

また、**県・市連携文化施設**は平成33年度中の完成を目指すこととしている。

■庁舎などの行政機関等

施設名	設置者	用途	立地区域
千秋公園	市	公園	中心市街地
駅東サービスセンター	市	行政サービス窓口 (アルヴェ内)	
ハローワークプラザアトリオン	市	公共職業安定所 (アトリオン内)	
秋田市立千秋美術館	市	美術館 (アトリオン内)	
佐竹史料館	市	資料館	
民俗芸能伝承館	市	資料館	
自然科学学習館	市	学習館 (アルヴェ内)	
子ども未来センター	市	子育て支援施設 (アルヴェ内)	
にぎわい交流館AU	市	交流館 (エリアなかいち内)	
アトリオン音楽ホール	県	音楽ホール (アトリオン内)	
秋田県立美術館	県	美術館	
秋田県民会館	県	音楽ホール	
秋田県中央男女共同参画センター	県	男女共同参画センター (アトリオン内)	
秋田中央警察署	警察庁	警察署	
あきた文学資料館	県	資料館	
東北森林管理局	林野庁	森林管理局	
秋田南税務署	国税庁	税務署	
赤れんが郷土館	市	資料館	
市民相談センター	市	消費者相談施設 (市役所庁舎内)	
秋田市文化会館	市	音楽ホール	
市役所本庁舎	市	庁舎	
市立秋田総合病院	市	病院	

※各地区に設置されている公民館、児童センター、コミセン等は除く。(平成28年9月末現在)

<県・市連携文化施設>

県内最大の収容規模を有する秋田県民会館は築後 54 年が経過し施設の老朽化が進んでおり、秋田市文化会館についても、築後 36 年が経過しており、大規模改修が必要な状況にある。そのため、これらの施設に替わる **あきた芸術劇場** を県市協働で整備していくための検討組織として、「秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会」を平成 25 年度に設置し、施設のあり方に関し意見を聴きながら、「新たな文化施設に関する整備構想」を策定した。また整備構想を受けて、平成 26 年度に「新たな文化施設に関する基本計画」、平成 27 年度に「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備方針」、平成 28 年度には「県・市連携文化施設に関する整備計画」を策定した。

(3) 大規模集客施設の立地状況及び設置計画
略

[4] 都市機能の集積のための事業等

本計画において、都市機能の集積に資する事業を整理すると以下のようになる。

都市機能の集積に資する事業

分野	事業
4. 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> 秋田駅西北地区土地区画整理事業 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> あきた芸術劇場整備事業 (仮称) 芸術文化交流施設整備事業 ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト
6. 住宅の供給のための事業	<ul style="list-style-type: none"> まちなか居住推進事業 秋田版 C C R C 事業 (優良建築物等整備事業)
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 官民連携秋田駅周辺活性化事業 中心市街地商業集積促進補助制度 (空き店舗支援) 大型商業施設のリニューアル 秋田市民市場活性化事業 (再形成事業) (仮称) 中心市街地芸術文化まちづくり活動支援事業 芸術文化ゾーン連携事業
8. 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地循環バス運行事業 高齢者コインバス事業

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

秋田市では、平成 20 年 7 月に前計画の認定を受け、中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち) など、活性化に向けた取組を進めてきた。前計画の事業を受けて、歩行者・自転車通行量、定住人口が増加し、空き店舗が減少するなど、にぎわい創出に一定の成果は得られたものの、小売業年間商品販売額については、基準値すら下回るなど、活性化へは道半ばとなっている。

今後は、新たに整備される「**あきた芸術劇場**」、「(仮称) 芸術文化交流施設」などによる芸術文化ゾーンの形成により、更なるにぎわいの創出を図るとともに、商店街との連携により、新たなまちの魅力を創出し、イベントや芸術文化施設の利用によってもたらされる人の流れを商店街に取り込むソフト事業の実施を進めていかなければならない。

県内最大の収容規模を有する秋田県民会館は築後 54 年が経過し施設の老朽化が進んでおり、秋田市文化会館についても、築後 36 年が経過しており、大規模改修が必要な状況にある。そのため、これらの施設に替わる **県・市連携文化施設** を県市協働で整備していくための検討組織として、「秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会」を平成 25 年度に設置し、施設のあり方に関し意見を聴きながら、「新たな文化施設に関する整備構想」を策定した。また整備構想を受けて、平成 26 年度に「新たな文化施設に関する基本計画」、平成 27 年度に「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備方針」、平成 28 年度には「県・市連携文化施設に関する整備計画」を策定した。

(3) 大規模集客施設の立地状況及び設置計画
略

[4] 都市機能の集積のための事業等

本計画において、都市機能の集積に資する事業を整理すると以下のようになる。

都市機能の集積に資する事業

分野	事業
4. 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> 秋田駅西北地区土地区画整理事業 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> 県・市連携文化施設整備事業 (仮称) 芸術文化交流施設整備事業 (仮称) 秋田駅周辺 J R 用地都市機能立地推進事業
6. 住宅の供給のための事業	<ul style="list-style-type: none"> まちなか居住推進事業 日本版 C C R C 事業 (優良建築物等整備事業)
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 官民連携秋田駅周辺活性化事業 中心市街地商業集積促進補助制度 (空き店舗支援) 大型商業施設のリニューアル 秋田市民市場活性化事業 (再形成事業) (仮称) 中心市街地芸術文化まちづくり活動支援事業 芸術文化ゾーン連携事業
8. 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地循環バス運行事業 高齢者コインバス事業

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

秋田市では、平成 20 年 7 月に前計画の認定を受け、中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち) など、活性化に向けた取組を進めてきた。前計画の事業を受けて、歩行者・自転車通行量、定住人口が増加し、空き店舗が減少するなど、にぎわい創出に一定の成果は得られたものの、小売業年間商品販売額については、基準値すら下回るなど、活性化へは道半ばとなっている。

今後は、新たに整備される「**県・市連携文化施設**」、「(仮称) 芸術文化交流施設」などによる芸術文化ゾーンの形成により、更なるにぎわいの創出を図るとともに、商店街との連携により、新たなまちの魅力を創出し、イベントや芸術文化施設の利用によってもたらされる人の流れを商店街に取り込むソフト事業の実施を進めていかなければならない。

また、今後予定されている施設や道路等の整備による交通環境の変化を踏まえ、中心市街地活性化の観点から、中央街区の交通運用、公共交通のあり方、歩行者の回遊性の向上など、望ましい来街・回遊環境について検討していく。

[2] 都市計画等との調和
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明
略

また、今後予定されている施設や道路等の整備による交通環境の変化を踏まえ、中心市街地活性化の観点から、中央街区の交通運用、公共交通のあり方、歩行者の回遊性の向上など、望ましい来街・回遊環境について検討していく。

[2] 都市計画等との調和
略

1 2. 認定基準に適合していることの説明
略

変 更 後	変 更 前
<p>「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。</p>	<p>改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所</p> <p>○計画期間 P 1</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 P77～P79</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 P88、P91～P92</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 P115～P117</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 P118～P121</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 P122～P123</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 P125～P127</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 P128～P136</p> <p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 P143</p> <p>9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項（略）</p> <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 P157～P158</p> <p>11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 P165</p> <p>12. 認定基準に適合していることの説明（略）</p>